

猪苗代町こども計画

(計画期間：令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

猪 苗 代 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. SDGsとの関連性	3
5. 計画の策定体制	4

第2章 子ども・子育ての現状と課題

1. 猪苗代町の人口等の推移	5
2. 子育て世帯の現状と課題	11
3. 町のこどもの状況	17

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念	26
2. 基本目標	27
3. 施策の体系	28

第4章 施策の展開

第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定	40
2. 教育・保育施設及び地域型保育量の見込み及び提供体制	41
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制	44

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	49
2. 計画の進行管理	49

資料編

猪苗代町子ども・子育て会議委員一覧	50
-------------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の加速や都市部への人口集中・地方の過疎化、非正規雇用の増加等による経済格差の拡大等、目まぐるしい変化を続ける社会の中、女性の社会進出に伴う低年齢層の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による子育てへの不安やストレスを抱える子育て家庭の増加と児童虐待等こどもの権利を脅かす事件の増加など、こどもと子育て世帯も大きくその影響を受け続けています。

このような社会情勢を受けて、国は令和5年4月にこども施策の司令塔たる「こども家庭庁」を設立し、すべてのこどもが等しくその権利を擁護され健やかに成長し、将来にわたって幸福に生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し「こども基本法」を制定しました。

こども基本法では基本理念として、全てのこどもについての「基本的な人権の尊重」や「等しく適切に養育され、愛され保護される権利の保障」、「意見を表明する機会の確保とその意見の尊重」などが謳われ、地方公共団体はこの理念を踏まえてこども施策を策定・実施することが責務とされています。

国はこれらの理念を実現するための基本的方針、「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定し、地方公共団体はこのこども大綱を勘案して市町村こども計画を策定することが努力義務として課されました。また、こども大綱の基本方針においては、単にこどものみならず、こどもから若者を経て子育て当事者に至るまでのライフステージに応じて切れ目なく支援することと、それら支援対象の視点・意見を尊重し政策に反映することも盛り込まれています。

町ではこどもたちが健やかに育ち、親が子育てを楽しんでいると感じられるよう、地域が子育て世帯を見守り支えあうことができるまちづくりのための基本計画として、「地域とともに子どもたちがいきいき育つ 子育てにやさしいまち」を理念とする「第2期猪苗代町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年度に策定し、当該計画に基づいて各種事業を展開してきました。

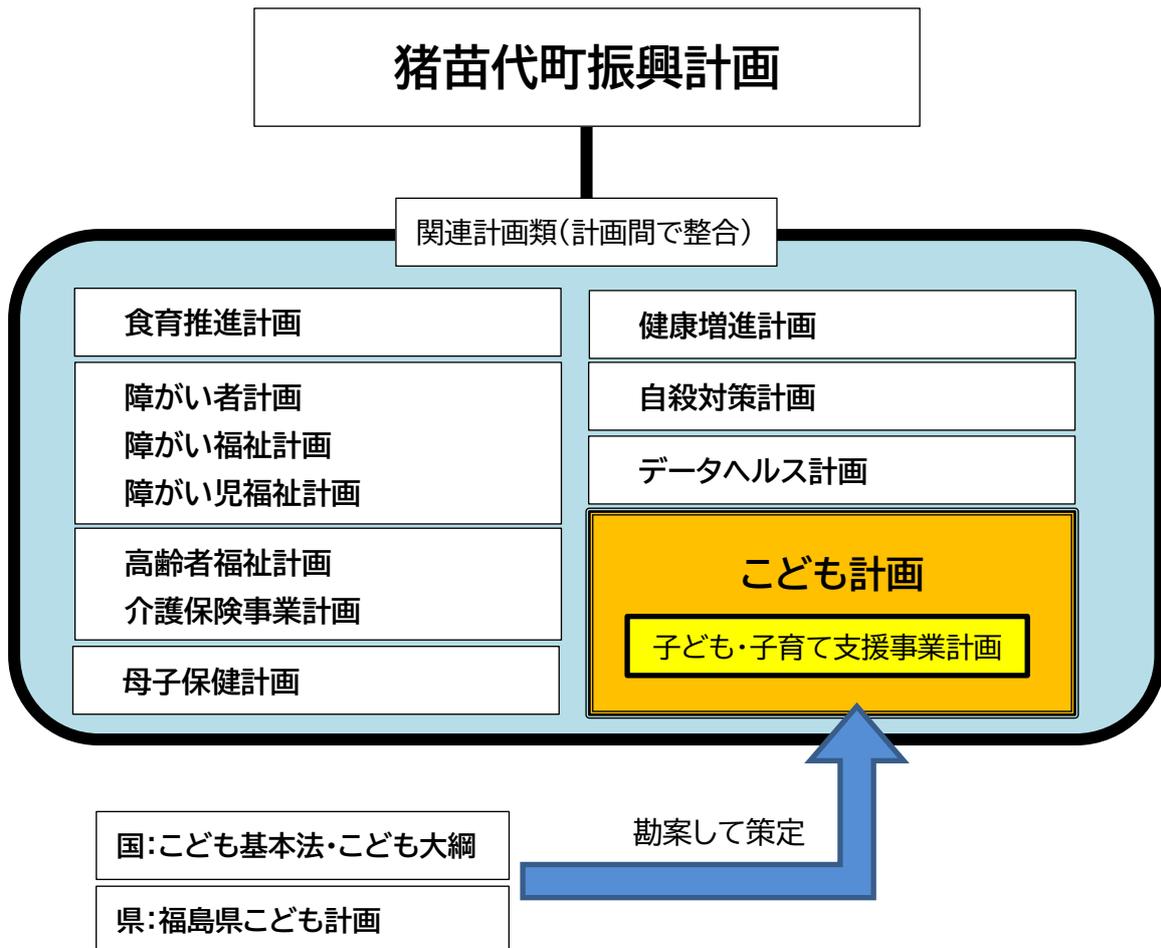
この度、上記の社会背景のもと、こども大綱に基づき猪苗代町のすべてのこどもたちと子育て家庭が地域に支えられ、自らの意思・権利を尊重されながら安心して成長することができるまちを目指す「猪苗代町こども計画」を策定します。なお、令和6年度をもって現行の「第2期猪苗代町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることから、猪苗代町こども計画は第3期猪苗代町子ども・子育て支援事業計画を内包するかたちで策定することとします。

2 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、内閣の定めるこども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定される「市町村こども計画」です。

なお、こども基本法第10条第5項の規定により、「法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体的な策定が可能となっていることから、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包した形で策定を行っています。（「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を含めます。）

また、本計画は、本町の最上位計画「第七次猪苗代町振興計画」における基本目標のうち、「安心・安全を肌で感じる」に位置する「きめ細やかな子育て支援」に関連する個別計画であり、「猪苗代町母子保健計画」やその他の福祉計画などの関連する個別計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

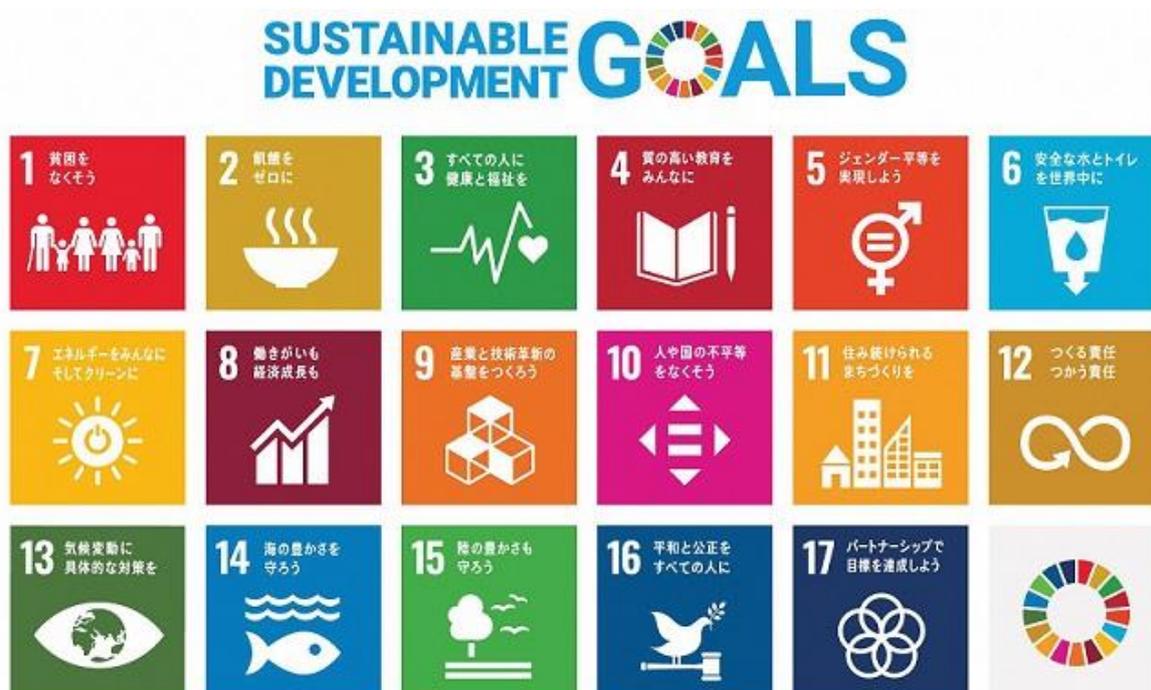


3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合や、その他、国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

4 SDGs との関連性

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標(Sustainable Development Goals)です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。本計画は17の目標のうち、「目標1 貧困をなくそう」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を主要な実現目標に定め各施策を推進します。



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市内での「第二期猪苗代町子ども・子育て支援事業計画」の実績評価等を含む検討を踏まえ、広く意見を集約・反映させるため、学識経験者や事業者、子育て経験者等で構成される「猪苗代町子ども・子育て会議」において協議を行いました。

また、本計画に町内の子育て当事者及びこどもの意見を直接反映するため、下記のとおり調査を実施しました。

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という）

- ①調査期間 令和6年11月1日から11月20日まで
- ②対象者 就学前児童及び小学生（小学1年～6年生）のいる町内の全世帯
- ③調査数 649件
- ④回答数 486件
- ⑤回収率 74.88%

(2) 猪苗代町子どもの生活に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という）

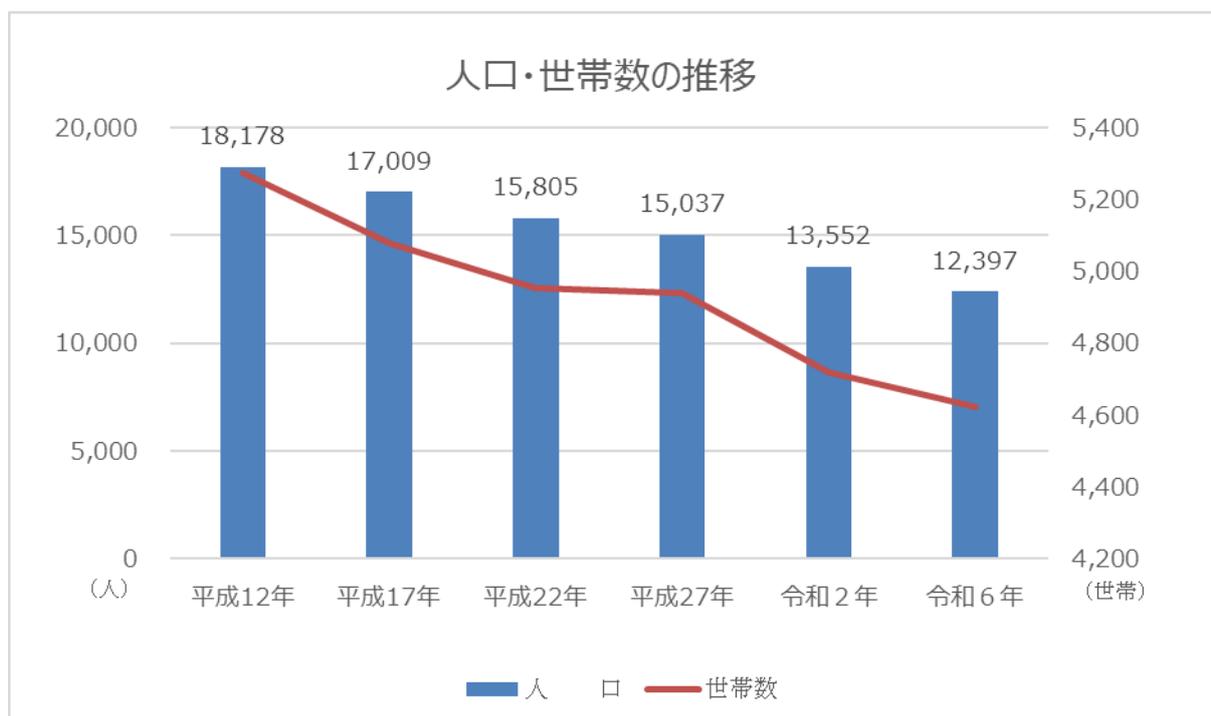
- ①調査期間 令和6年11月1日から11月20日まで
- ②対象者
 - ・猪苗代小学校並びに猪苗代第二小学校の5年生児童全員
 - ・猪苗代中学校2年生生徒全員
- ③調査数 194件
- ④回答数 175件
- ⑤回収率 90.2%

第2章 子ども・子育ての現状と課題

1 猪苗代町の人口等の推移

(1) 町の人口・世帯等の推移

本町の人口は、昭和22年の27,677人をピークに、平成22年には、15,805人、令和6年には、12,397人と年々減少を続けています。世帯数についても、急激な減少傾向を見せています。

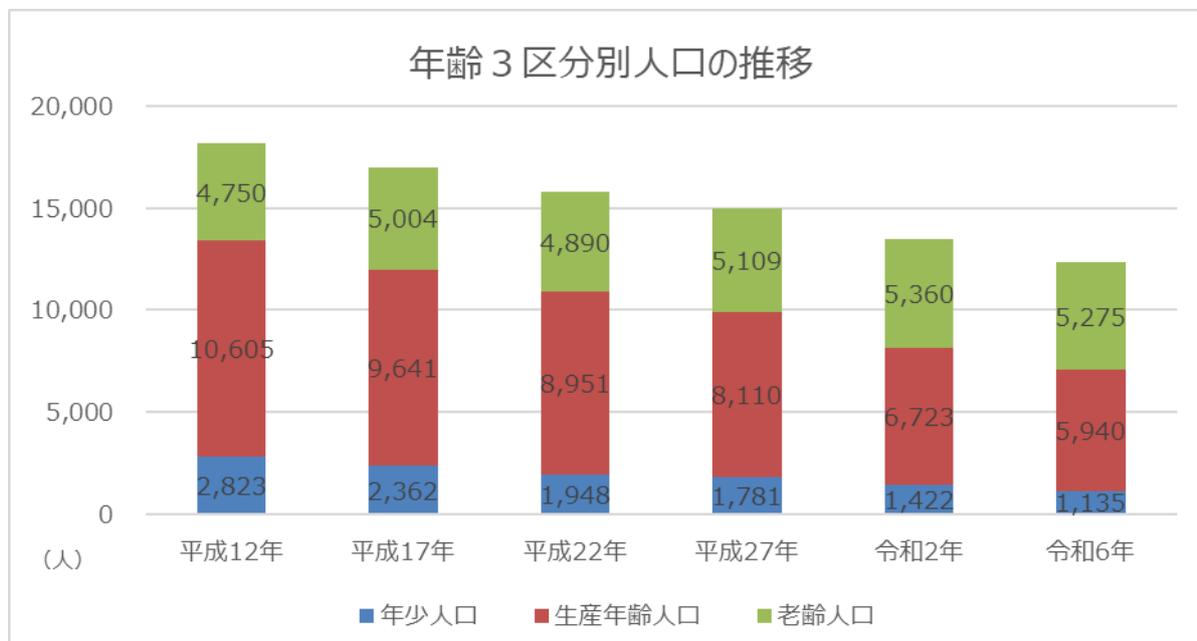


	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
人口	18,178	17,009	15,805	15,037	13,552	12,397
世帯数	5,272	5,076	4,954	4,939	4,718	4,623

資料：国勢調査（令和6年については現住人口調査）

(2) 猪苗代町年齢3区分別人口の推移

本町の人口減少の状況について世代区分ごとの人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢人口（65歳以上）はやや増加傾向にあり、町の高齢化率は40%を超え、少子高齢化に歯止めがかからない状態です。

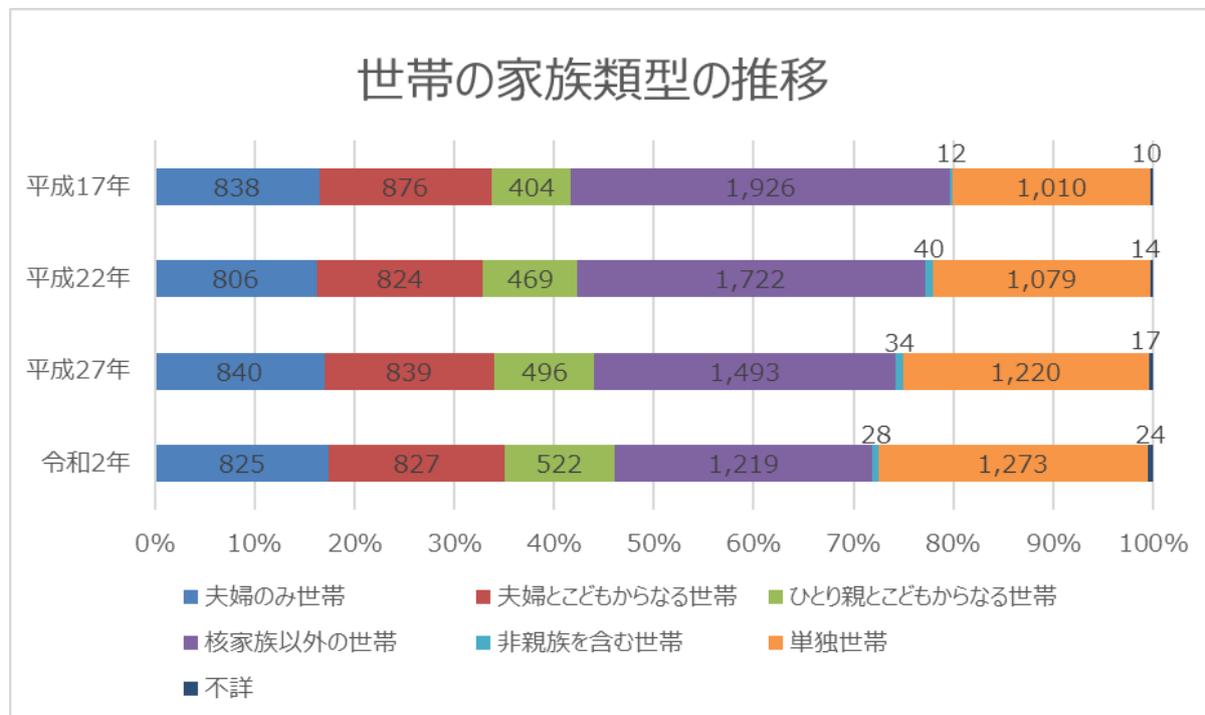


	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	18,178	17,009	15,805	15,037	13,552	12,397
年少人口 (0～14歳)	2,823 15.53%	2,362 13.89%	1,948 12.33%	1,781 11.84%	1,422 10.49%	1,135 9.16%
生産年齢人口 (15～64歳)	10,605 58.34%	9,641 56.68%	8,951 56.63%	8,110 53.93%	6,723 49.61%	5,940 47.91%
高齢人口 (65歳以上)	4,750 26.13%	5,004 29.42%	4,890 30.94%	5,109 33.98%	5,360 39.55%	5,275 42.55%

資料：国勢調査（令和6年については現住人口調査）

(3) 世帯の家族類型の推移

本町の世帯の家族類型毎の割合の推移をみると、単独世帯が大幅に増加し、多世代世帯が減少しています。これは生産年齢人口の流出と高齢化による独居世帯（施設入所含む）の増加によるものと考えられます。ひとり親世帯についても徐々に増加しています。

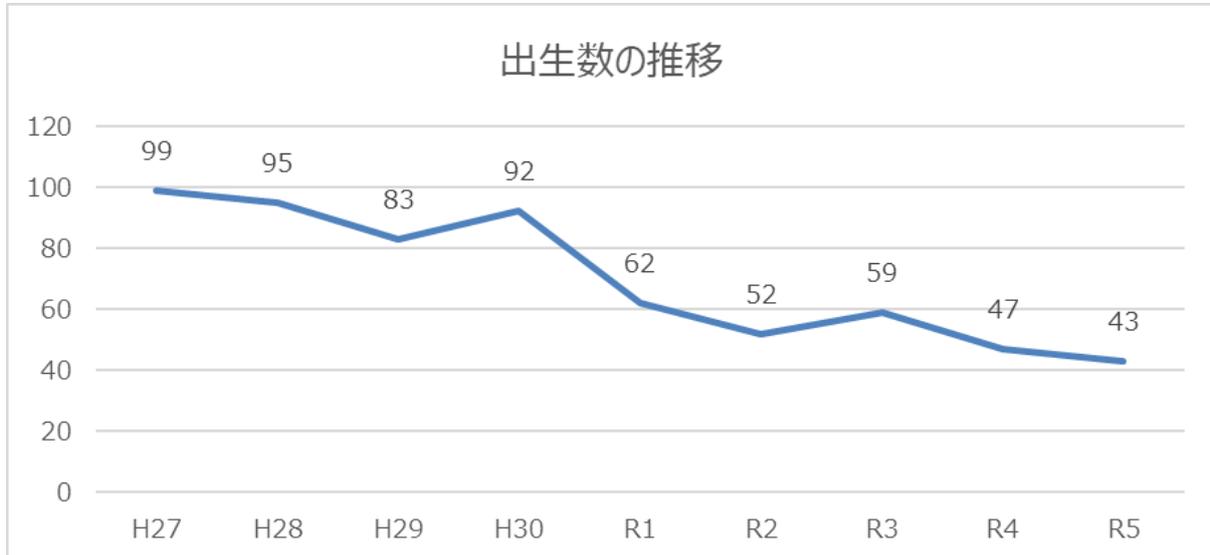


	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
夫婦のみ世帯	838	806	840	825
	16.51%	16.27%	17.01%	17.49%
夫婦と子どもからなる世帯	876	824	839	827
	17.26%	16.23%	16.53%	16.29%
ひとり親と子どもからなる世帯	404	469	496	522
	7.96%	9.24%	9.77%	10.28%
核家族以外の世帯	1,926	1,722	1,493	1,219
	37.94%	33.92%	29.41%	24.01%
非親族を含む世帯	12	40	34	28
	0.24%	0.79%	0.67%	0.55%
単独世帯	1,010	1,079	1,220	1,273
	19.90%	21.26%	24.03%	25.08%
不詳	10	14	17	24
	0.20%	0.28%	0.33%	0.47%
合計	5,076	4,954	4,939	4,718

資料：国勢調査

(4) 出生数の推移

本町の年間出生数は平成10年から平成20年までは150人から170人前後で推移していましたが、年々減少を続け、平成27年には100人を割り込みました。令和に入り減少傾向がさらに加速し、令和5年では出生数は43人にまで減少しています。



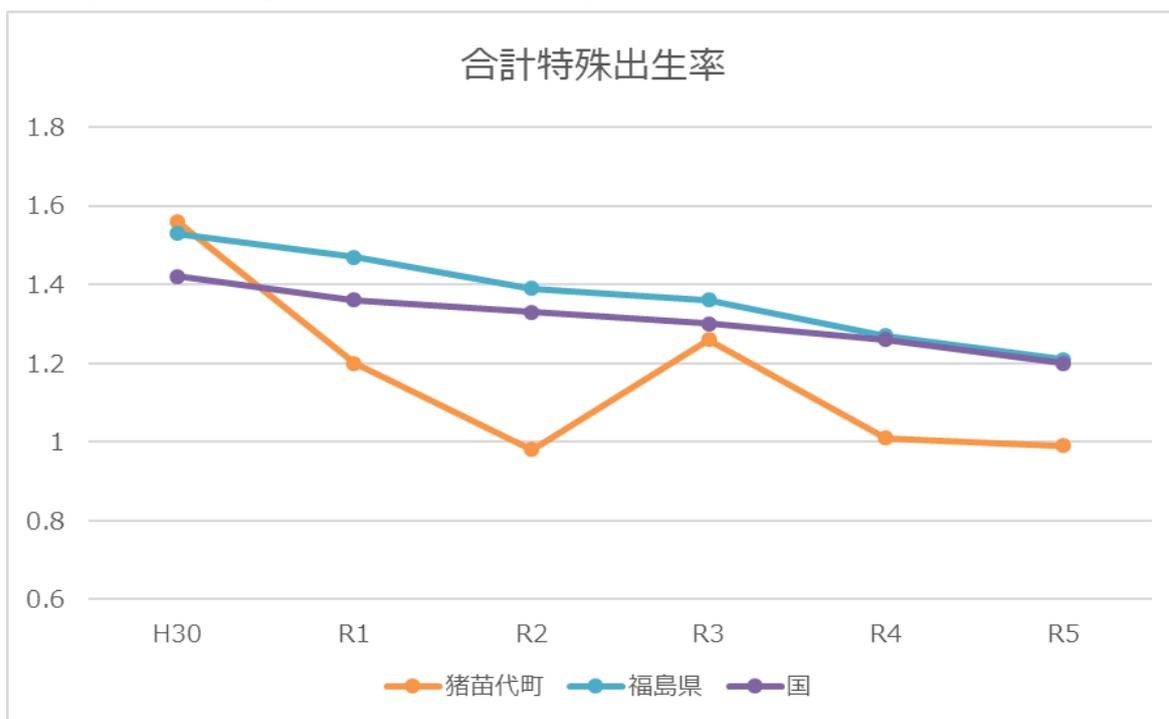
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生数	99人	95人	83人	92人	62人	52人	59人	47人	43人

資料：現住人口調査

(5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率を国・福島県と比較してみます。平成30年には国・県を上回っていましたが、出生数同様に令和に入ると大きく減少しています。令和3年に多少の回復を見せましたが、現在では1.00を下回っています。

※ 合計特殊出生率：15～49歳の全女性の年齢別出生率を合計した指標であり、1人の女性が生涯に出産する子どもの数。現在の人口を維持するには、合計特殊出生率を2.07以上に保つ必要があるとされています。

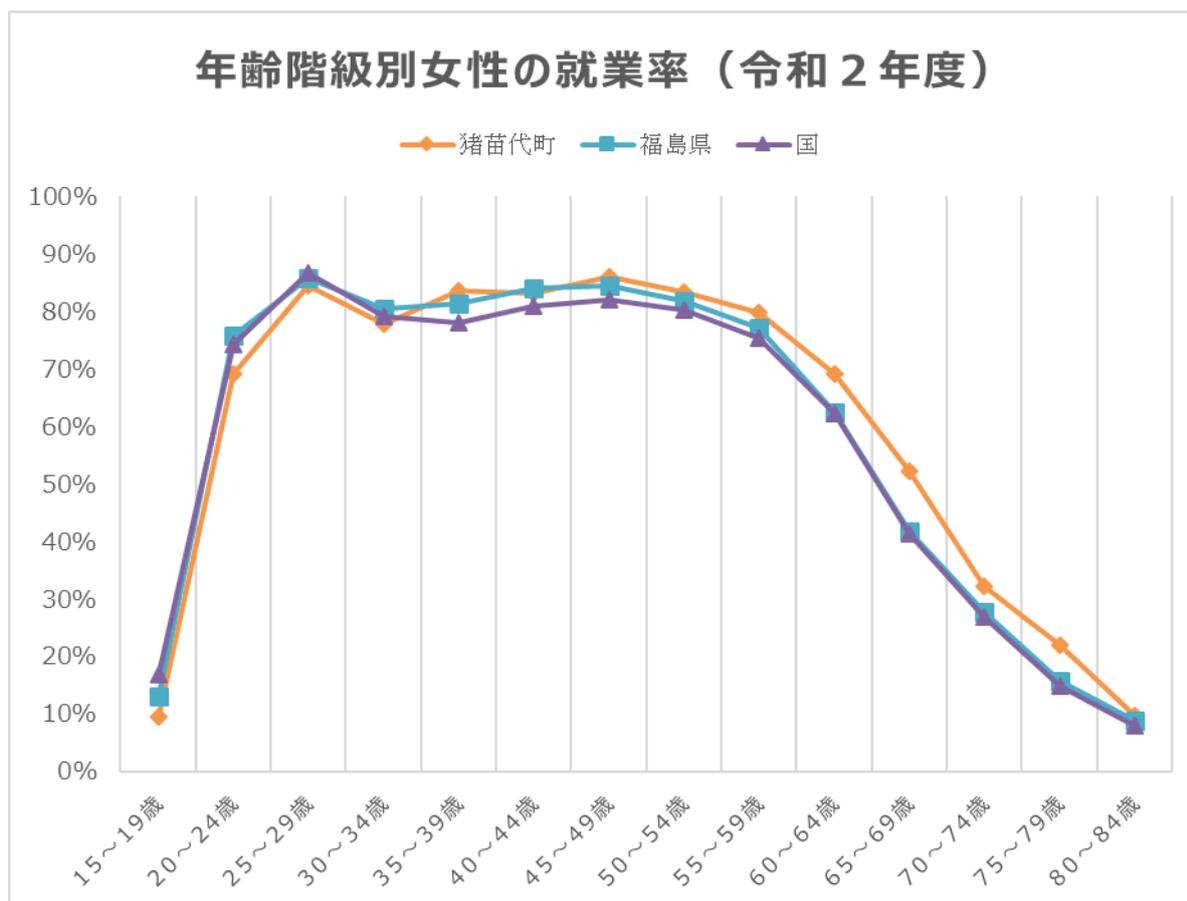


	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
猪苗代町	1.56	1.2	0.98	1.26	1.01	0.99
福島県	1.53	1.47	1.39	1.36	1.27	1.21
国	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26	1.2

資料：現住人口調査

(6) 女性の就業率の推移

女性の就業率について国・県と比較を行います。30代半ばまでは国・県より就業率が低く、40代以降では逆に上回ります。また、30歳前半における出産・子育てでの離職率の高さを示すいわゆる「M字カーブ」が国・県より明確に表れており、子育てのために母親が離職しているケースが多くあると見られます。育児を優先させたいという計画的な離職である場合もあるため、すべてが望ましくないパターンとは限りませんが、子育てと仕事の両立を叶えるためのサービスを選択肢として用意する必要があります。



年齢階級別女性の就業率（令和2年）

	猪苗代町	福島県	国		猪苗代町	福島県	全国
15～19歳	9.5%	13.1%	16.8%	50～54歳	83.3%	81.7%	80.2%
20～24歳	69.1%	75.7%	74.2%	55～59歳	79.8%	77.1%	75.3%
25～29歳	84.3%	85.7%	86.6%	60～64歳	69.1%	62.5%	62.2%
30～34歳	77.7%	80.5%	79.1%	65～69歳	52.3%	41.7%	41.3%
35～39歳	83.6%	81.3%	78.1%	70～74歳	32.2%	27.6%	26.9%
40～44歳	83.1%	83.9%	80.8%	75～79歳	21.9%	15.6%	14.9%
45～49歳	86.0%	84.4%	82.0%	80～84歳	9.7%	8.8%	7.8%

資料：国勢調査

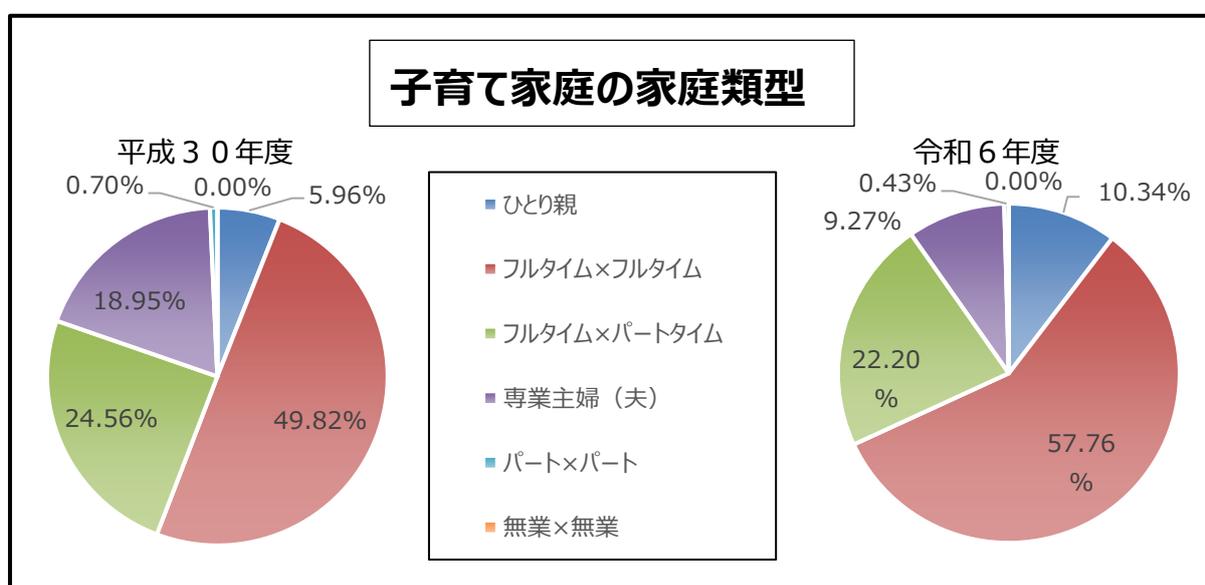
2 子育て世帯の現状と課題 ～ニーズ調査結果から～

(1) 子育て世帯の家庭環境（類型）

令和6年度に実施した「ニーズ調査」と平成30年度に実施した同調査への回答より、子育て家庭の家庭類型を比較します。

家庭の就労状況は平成30年度においては、約8割の家庭が保育を必要とする共働き家庭（ひとり親含む）でしたが、令和6年度ではおよそ9割に伸びています。

特に大きく変動したのは「専業主婦（夫）」と「フルタイム×フルタイム」で、「専業主婦（夫）」が10%近く減少し、「フルタイム×フルタイム」が約8%増加しています。また「ひとり親」も約5%増加しており、これらのことから、子育て支援サービスの充実がより一層求められます。

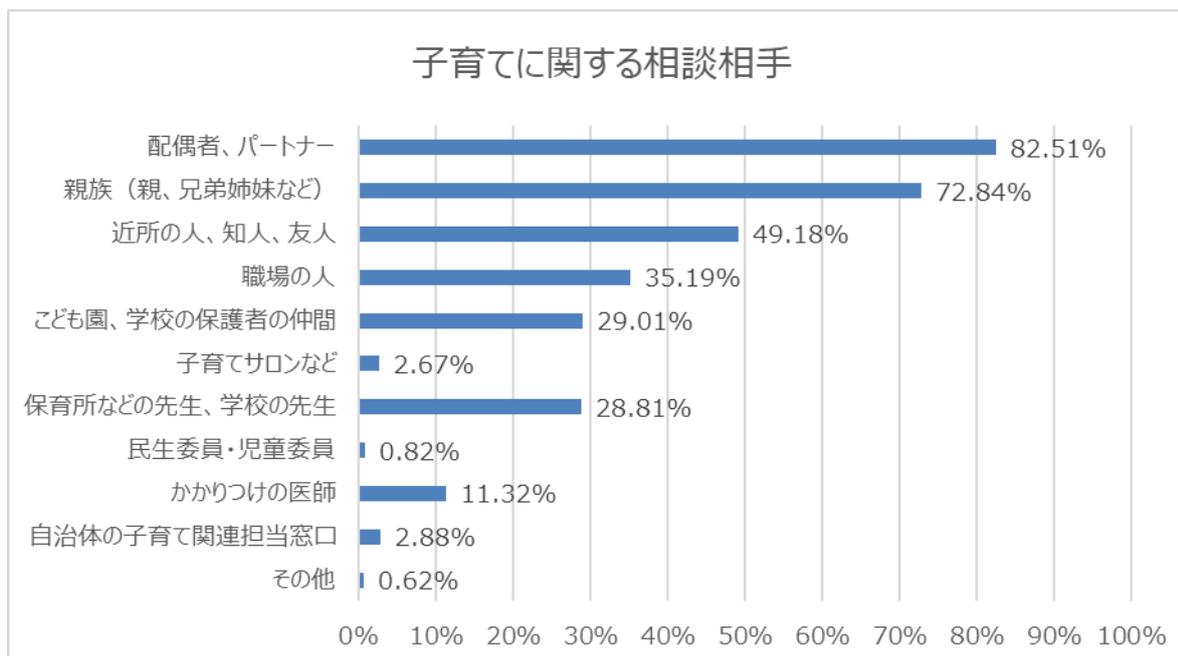
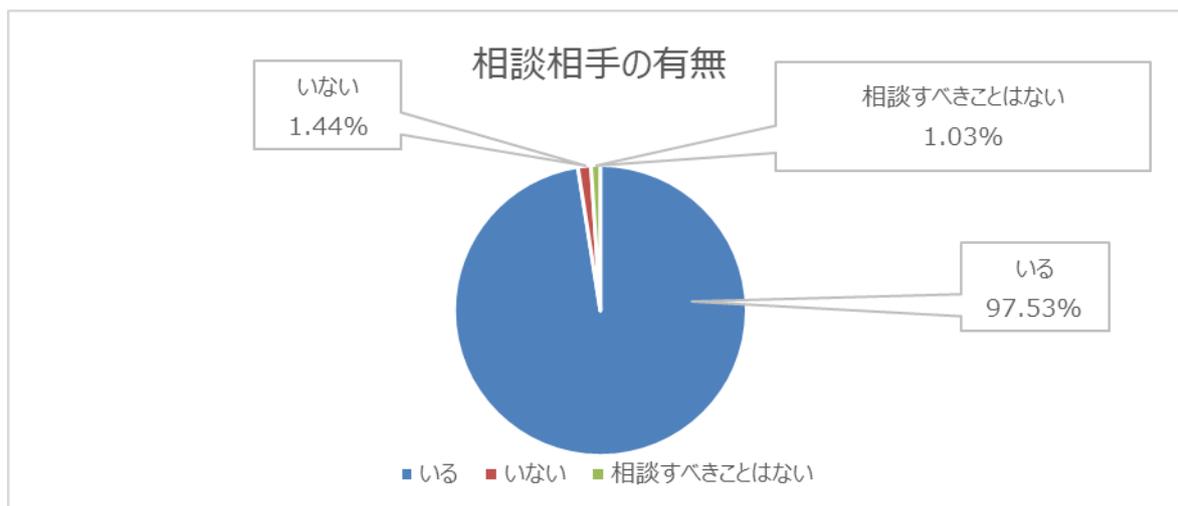


	平成30年度調査 (対象：未就学児世帯)		令和6年度調査 (対象：未就学児+小学生世帯)	
	実数	比率	実数	比率
ひとり親	17	5.96%	48	10.34%
フルタイム×フルタイム	142	49.82%	268	57.76%
フルタイム×パートタイム	70	24.56%	103	22.20%
専業主婦（夫）	54	18.95%	43	9.27%
パート×パート	2	0.70%	2	0.43%
無業×無業	0	0.00%	0	0.00%
合計	285	100%	464	100%

(2) 子育てに関する相談相手

子育てに関し相談相手がいる人の割合は、97%以上と高い水準にあり、相談できず一人で抱え込んでいる母親・父親は少ないという結果になりました。

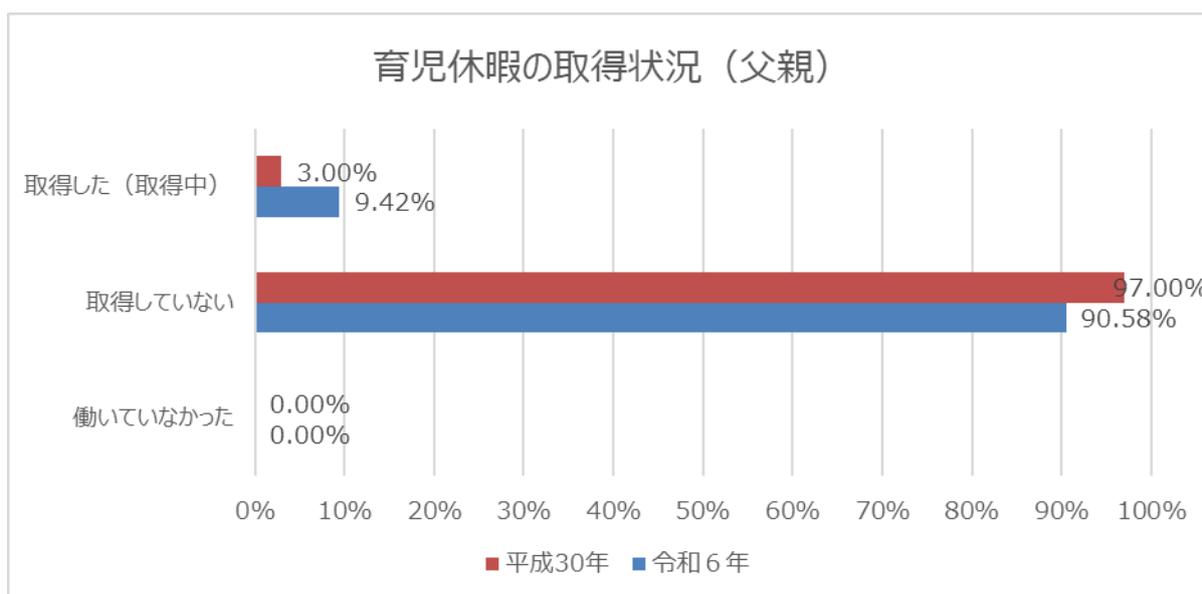
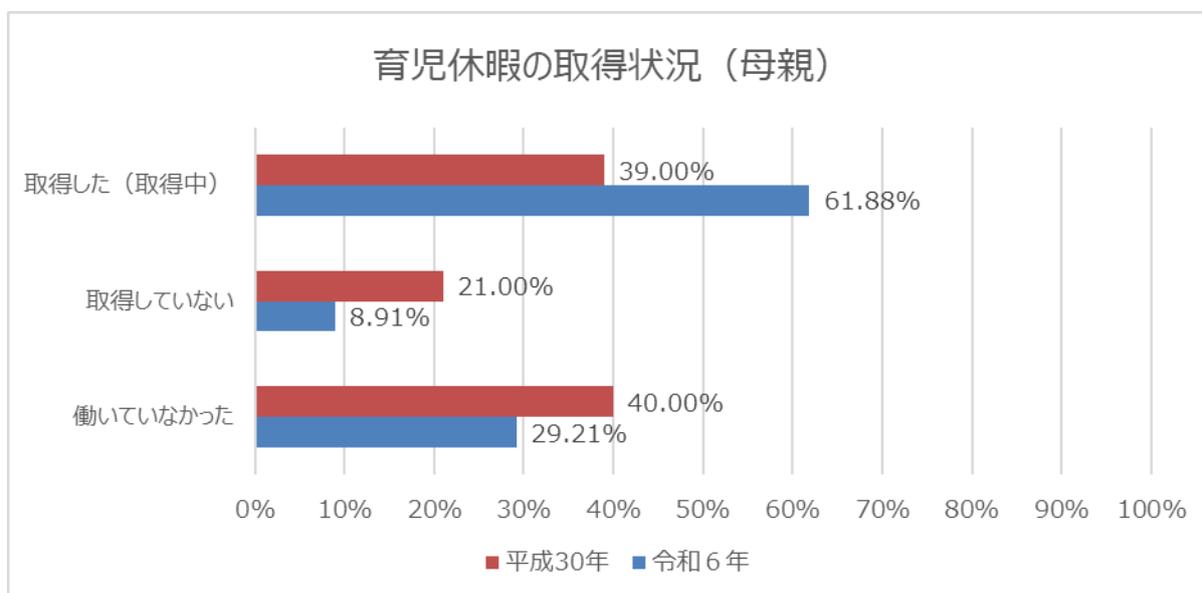
しかし、相談相手としては、「配偶者、パートナー」や「親族」、「友人・知人」など身近な人が多く、公的機関・子育て事業者等への相談割合は低調です。事業についての周知方法を見直すなど、子育て家庭が気軽に相談できる体制を整え、子育て支援サービスへよりアクセスしやすい環境を整備していく必要があります。



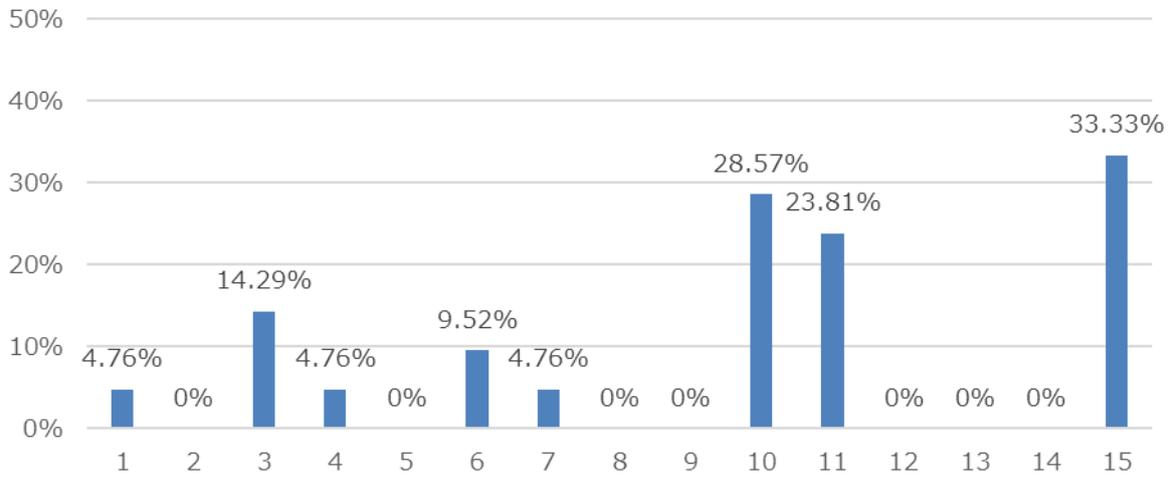
(3) 育児休業取得状況

育児休業制度を取得した人の割合は、母親では約62%、父親で約9%となっており、ともに平成30年の調査時に比べると増加しています。母親については半数以上が取得している結果になりましたが、依然として父親の取得率は低い状況にあります。

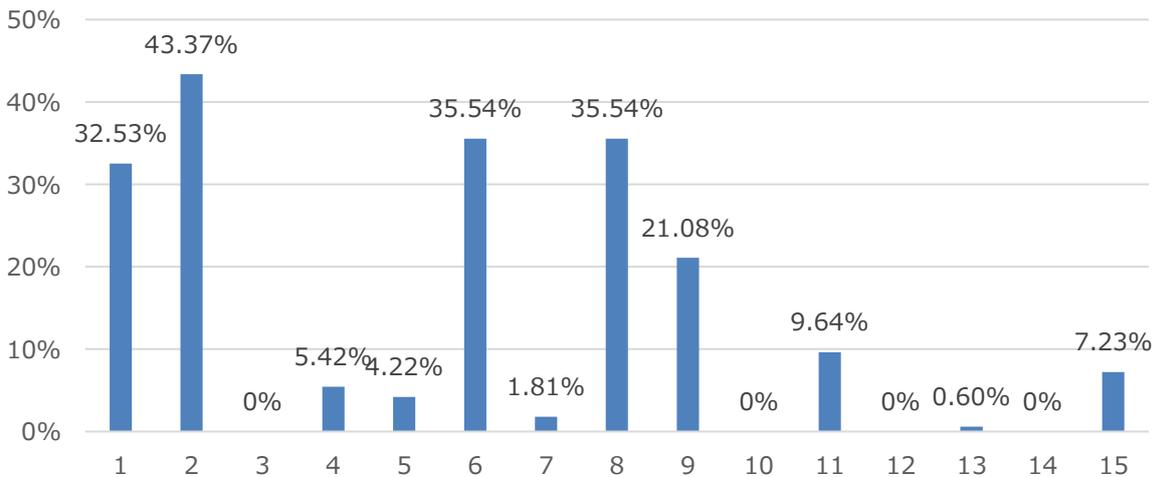
女性が育休を取得していない理由として、「育児に専念するため退職した」と「その他(約7割が「自営業のため」)」に次いで「職場に育児休業の制度がない」が23.81%と目立ちます。男性においては「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の就業上の理由と、「収入減となり、経済的に苦しくなる」という経済的な理由が挙げられています。



育児休暇未取得理由・母親



育児休暇未取得理由・父親



育児休暇を取得しなかった理由

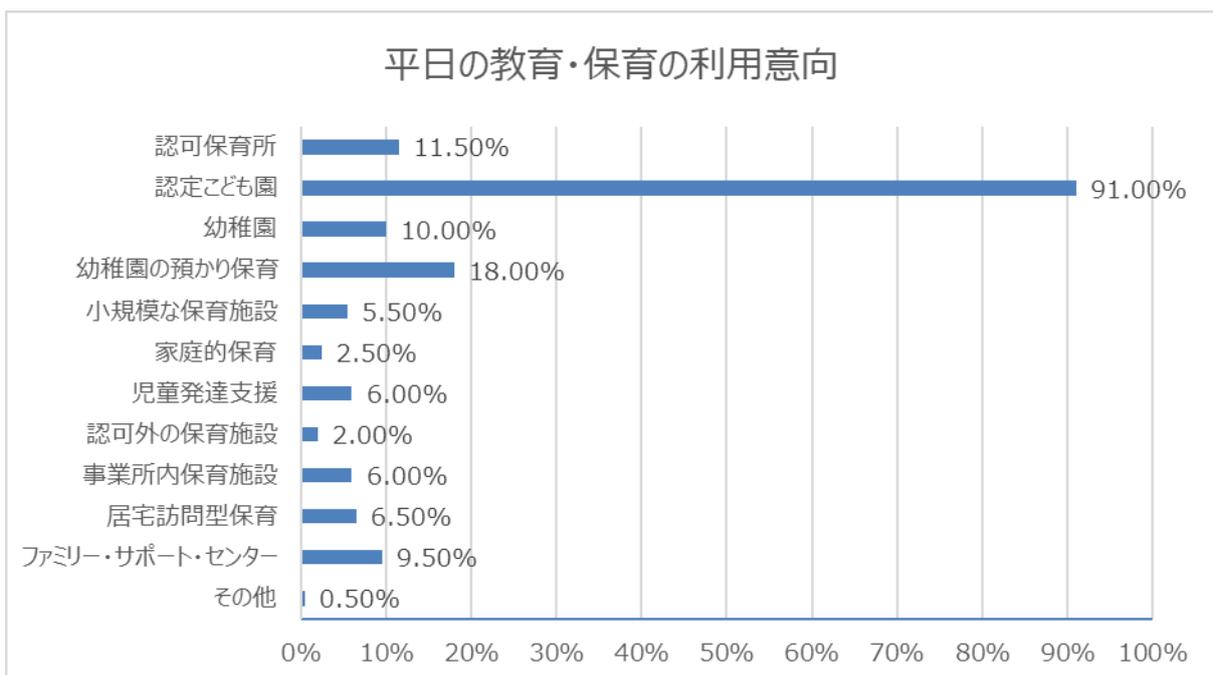
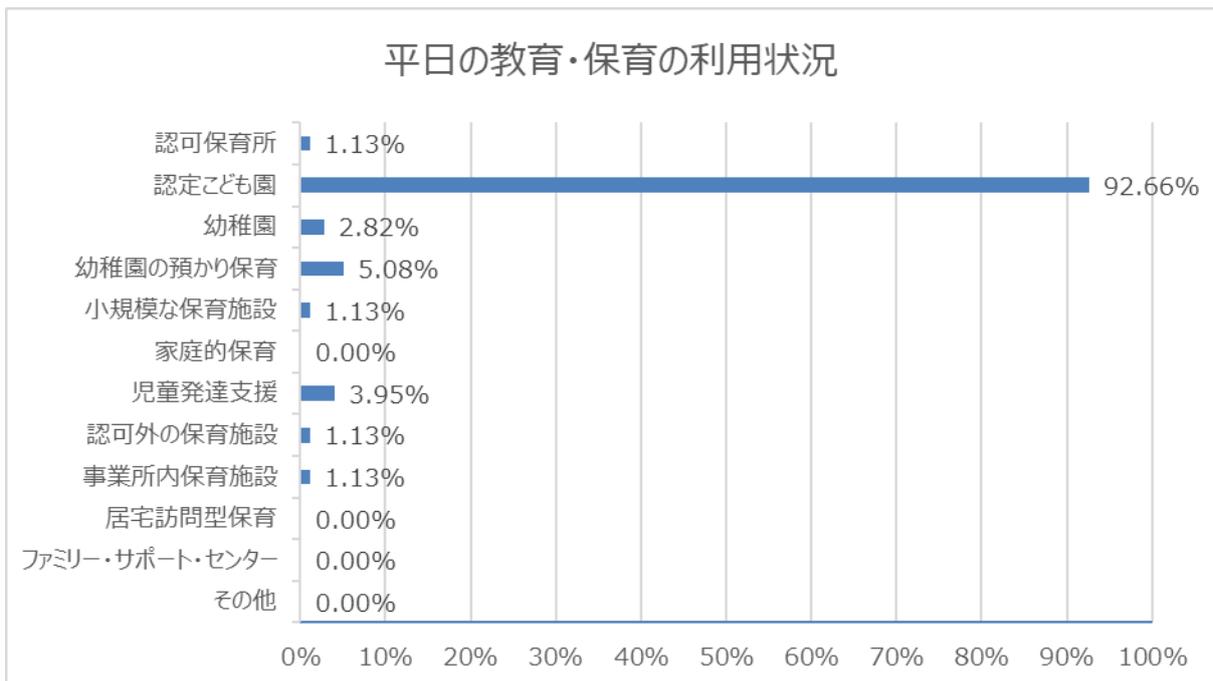
- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 2 仕事が忙しかった |
| 3 (産休後に) 仕事に早く復帰したかった | 4 仕事に戻るのが難しそうだった |
| 5 昇給・昇格などが遅れそうだった | 6 収入減となり、経済的に苦しくなる |
| 7 保育所(園)などに預けることができた | 8 配偶者が育児休業制度を利用した |
| 9 配偶者、祖父母等にもてもらえたため取得の必要がなかった | 10 子育てや家事に専念するため退職した |
| 11 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった) | 12 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった |
| 13 育児休業を取得できることを知らなかった | 14 産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した |
| 15 その他(一部抜粋・・・取得する気がない。自営業のため。特別休暇を取得したため。時短勤務にしてもらえたため。) | |

(4) 子育て支援サービスの利用状況

① 平日の教育・保育サービス

未就学児の平日の教育・保育の利用状況については、86.41%が「利用している」と回答しています。利用している事業の内訳は「認定こども園」が92.66%と非常に高い割合を占めており、今後の利用意向についても9割を超える人が希望しています。

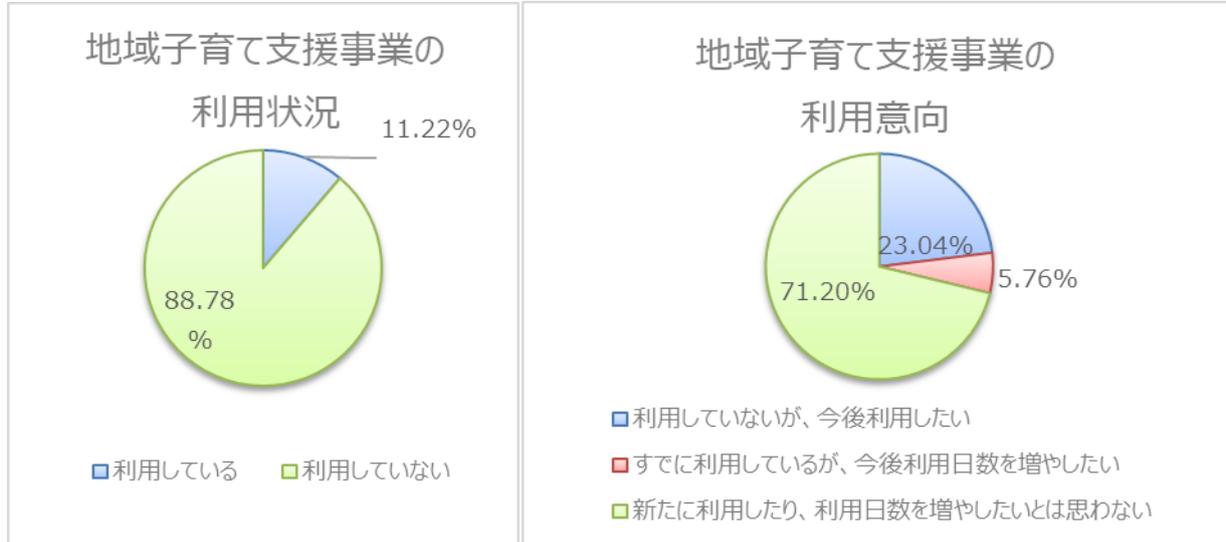
なお、「幼稚園の預かり保育」や「ファミリー・サポート・センター」も現在の利用状況に対して今後の利用意向が高い調査結果となっており、必要に応じて一時的に利用できる保育等サービスが求められていることが分かります。



② 地域の子育て支援事業

現在「つどいの広場」「子育て支援センター」等の地域の子育て支援事業を利用し、育児について相談したり、情報提供を受けたりしている人の割合は、11.22%です。

今後の意向として、現在は利用していないが今後利用したいという人も23.04%おり、潜在的な利用希望は3割を超えています。

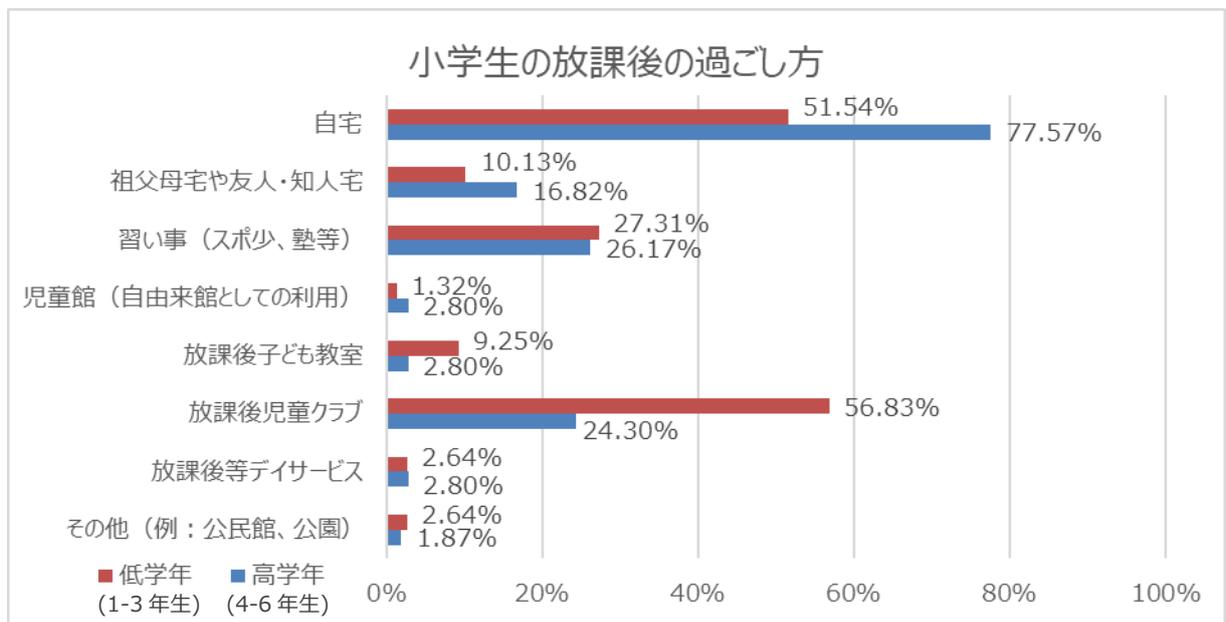


③ 放課後児童健全育成事業

現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況を確認するため、放課後の小学生児童の過ごし方についての調査結果を低学年と高学年に分類して検証します。

低学年では、放課後児童クラブに通わせている世帯が一番多く、56.83%と半数以上の割合を占めています。高学年になると放課後児童クラブ利用率は低学年の半数以下まで減少し、習い事等の26.17%を下回り、一番多い過ごし方は自宅へと変化しています。

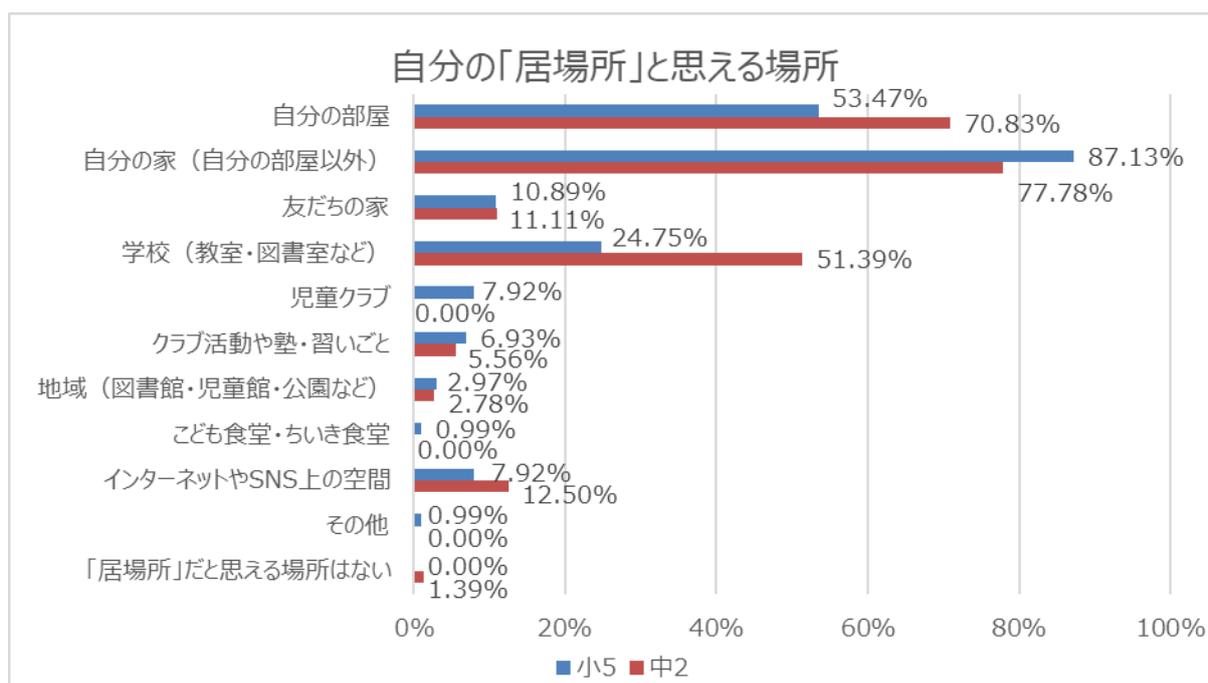
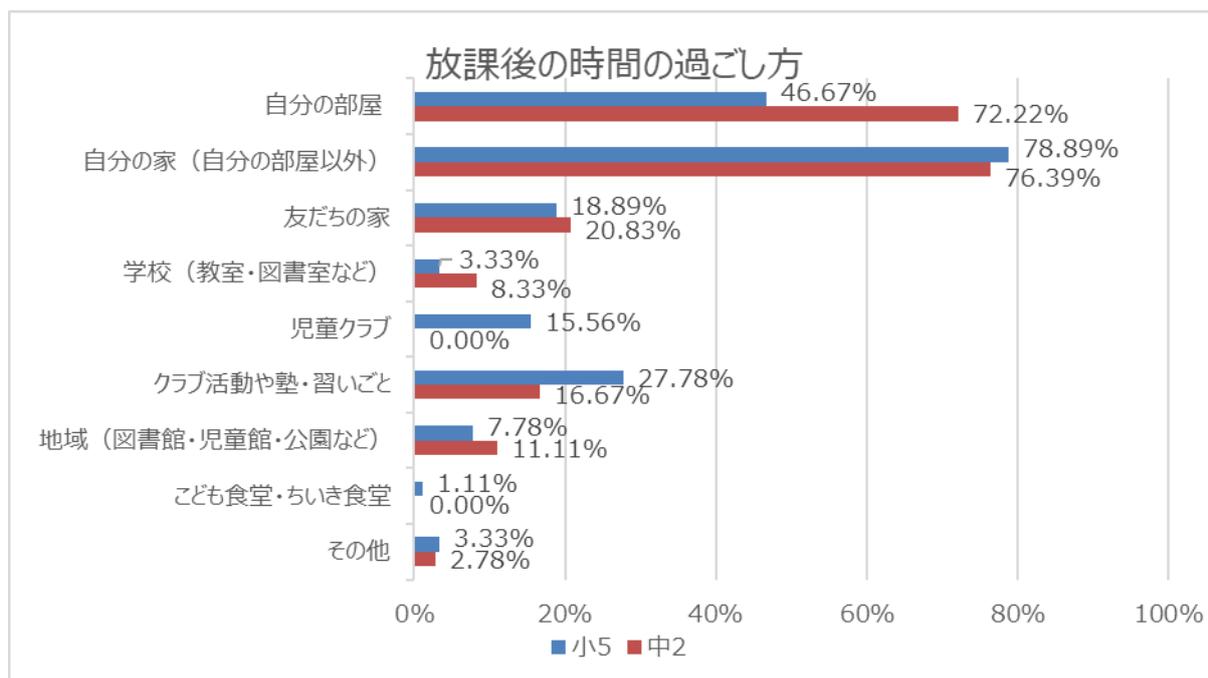
こういった児童の成長による事業のニーズの変化を注視し、サービス提供量を検討していく必要があります。



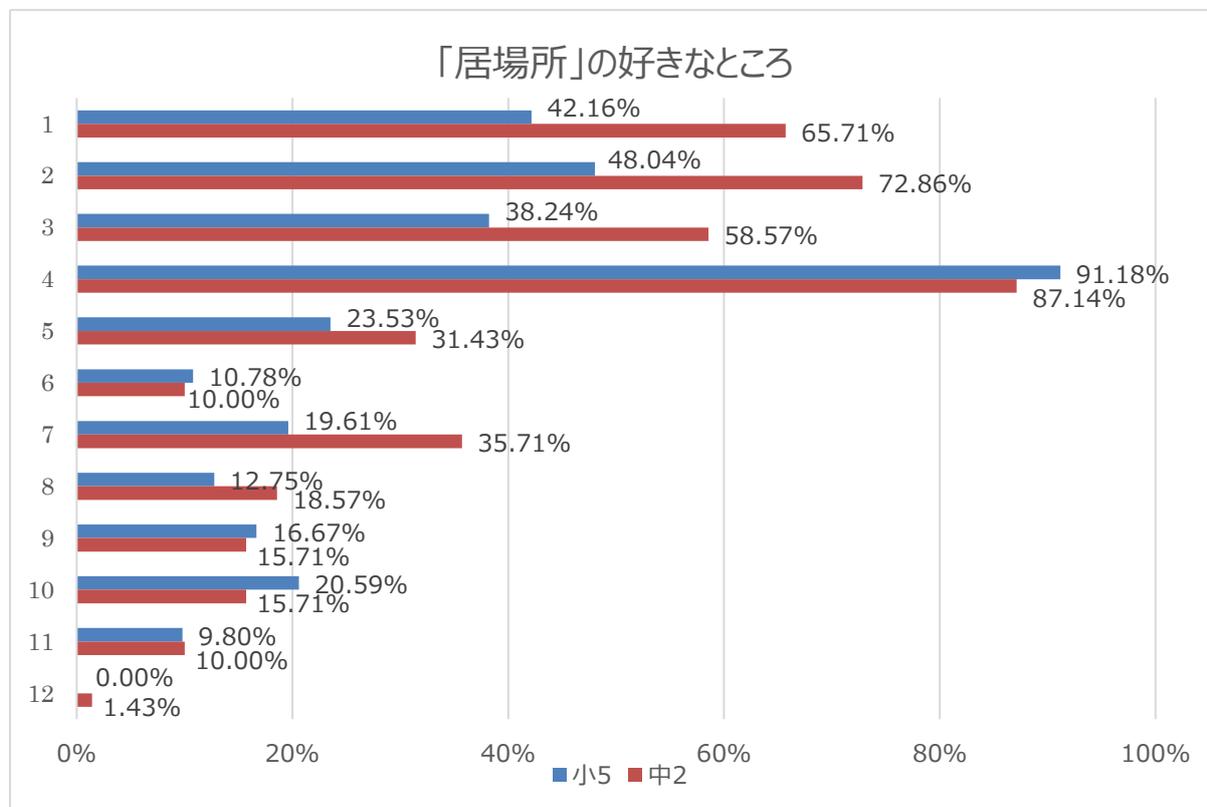
3 町のこどもの状況 ～アンケート調査結果から～

(1) 放課後の主な過ごし方と自分の「居場所」について

小学5年生と中学2年生（以下、本章において「児童等」という）へのアンケート調査の結果から、放課後は自宅で過ごす児童等が多いことが分かります。自分の「居場所」と感じられる場所についても自宅が一番多く、次いで学校となっていますが、中学2年生では12.5%が「インターネットやSNS上の空間」を自分の「居場所」として回答しています。「インターネットやSNS上の空間」は小学5年生にとっても「友達の家」に次ぎ、「児童クラブ」と同じ割合で「居場所」と感じられているようです。



「居場所」の好きなところについては、両学年とも「好きなことをして自由に過ごせる」、「一人で過ごせる・何もせずのんびりしてられる」、「行きたいときに行ける・好きなだけその場所にいられる」が同じ並びで上位となっています。中学2年生では、「自分のことを否定されず、ありのままでいられる」、「学ぶことができる・自分の成長のためになっている」といった自分らしさや自己の成長といった部分も重要視されていることが分かります。



- 1 行きたいときに行ける・好きなだけその場所にいられる
- 2 一人で過ごせる・何もせずのんびりしてられる
- 3 友だちや親しい人と過ごせる
- 4 好きなことをして自由に過ごせる
- 5 学ぶことができる・自分の成長のためになっている
- 6 自分の役割があって、必要とされていると感じられる
- 7 自分のことを否定されず、ありのままでいられる
- 8 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
- 9 楽しいイベントなどがあり、参加できる
- 10 話を聞いてくれたり、遊んでくれたりする大人がいる
- 11 色々な新しい人と出会える
- 12 その他

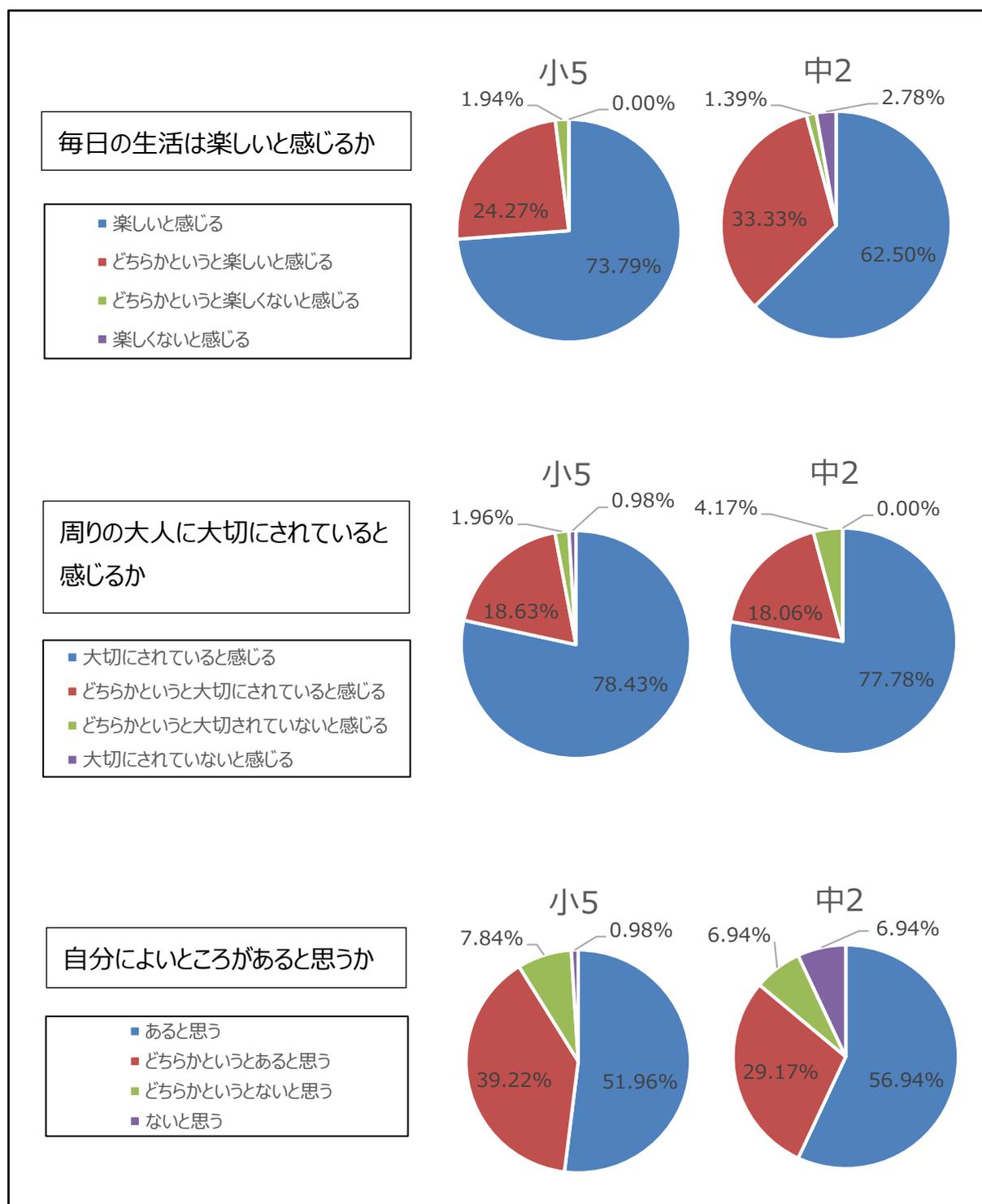
(2) 悩み等について

児童等に幸福度・自己肯定感等に関する質問を行った回答結果は下記のとおりです。

児童等の95%以上が毎日の生活を楽しんでいるという結果でした。

自分は周囲の大人に大切にされていると感じている児童等も同様に95%以上の割合を占めています。

また、「自分によいところがあると思うか」という質問に対しては、中学2年生の13.8%で「ないと思う」「どちらかというとないと思う」という結果となりました。

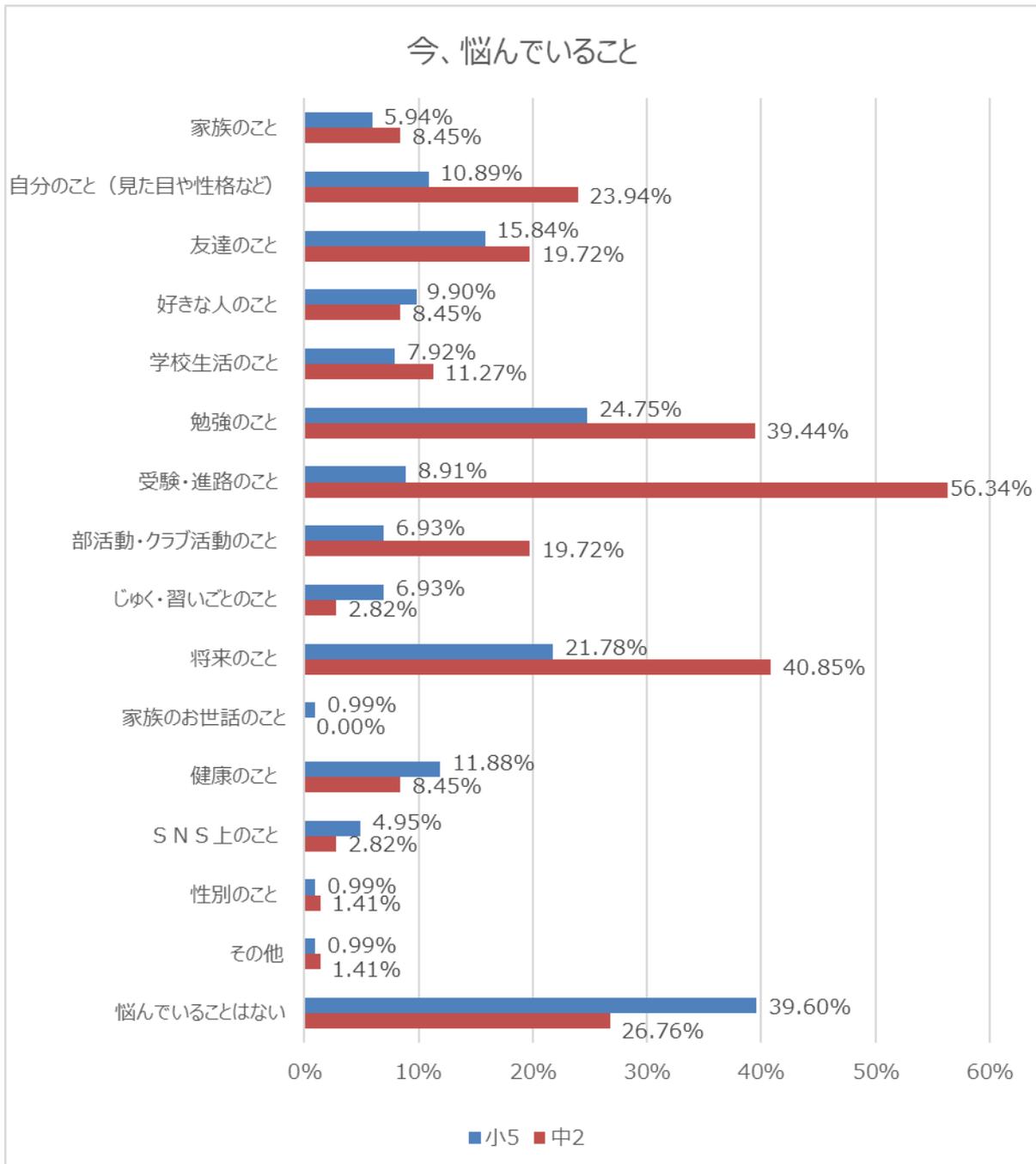


次に、児童等が具体的にどのような悩みを抱えているのかを見ていきます。

小学5年生の一番多い回答は「悩んでいることはない」の39.6%で、次いで「勉強のこと」と「将来のこと」が多くなっています。

中学2年生においては「受験・進路のこと」について悩んでいるとの回答が非常に多く、56.34%と半数を超えています。「将来のこと」と「勉強のこと」が後に続き、「悩んでいることはない」は全体の4分の1程度となっています。

また、1%前後になりますが、「性別のこと」に悩みを抱える児童等がいることも確認できます。

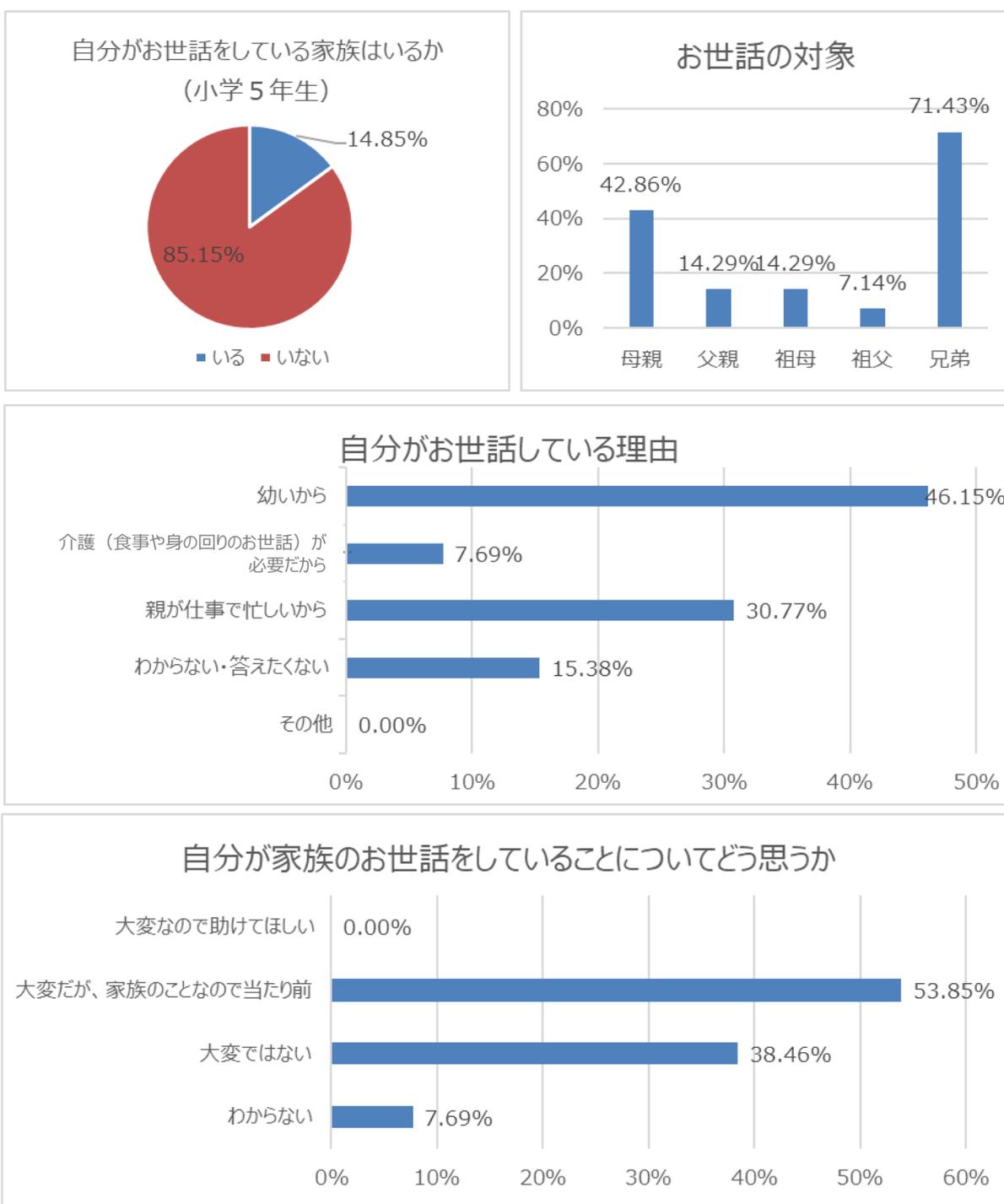


(3) 児童等が世話している人について（ヤングケアラー関連）

小学5年生では14.85%の児童が、自分が世話している家族がいると回答しています。その対象は兄弟が最も多く7割を超えます。世話している理由は「幼いから」、「親が仕事で忙しいから」で、これは親が仕事で不在の時など兄弟の面倒を見ていることを指していると思われます。

また、世話の対象として「祖母」・「祖父」もそれぞれ14.29%・7.14%の回答があり、理由は「介護が必要だから」となっています。「母親」を世話しているという回答も相当数挙げられており、実態は不明ですが注視する必要があるようです。

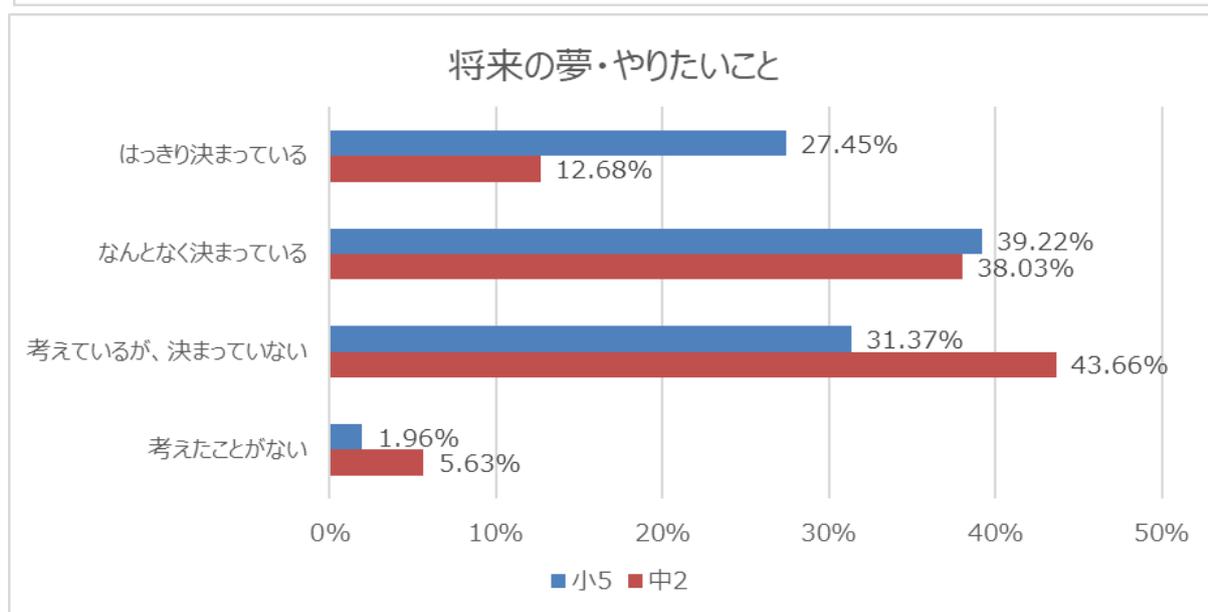
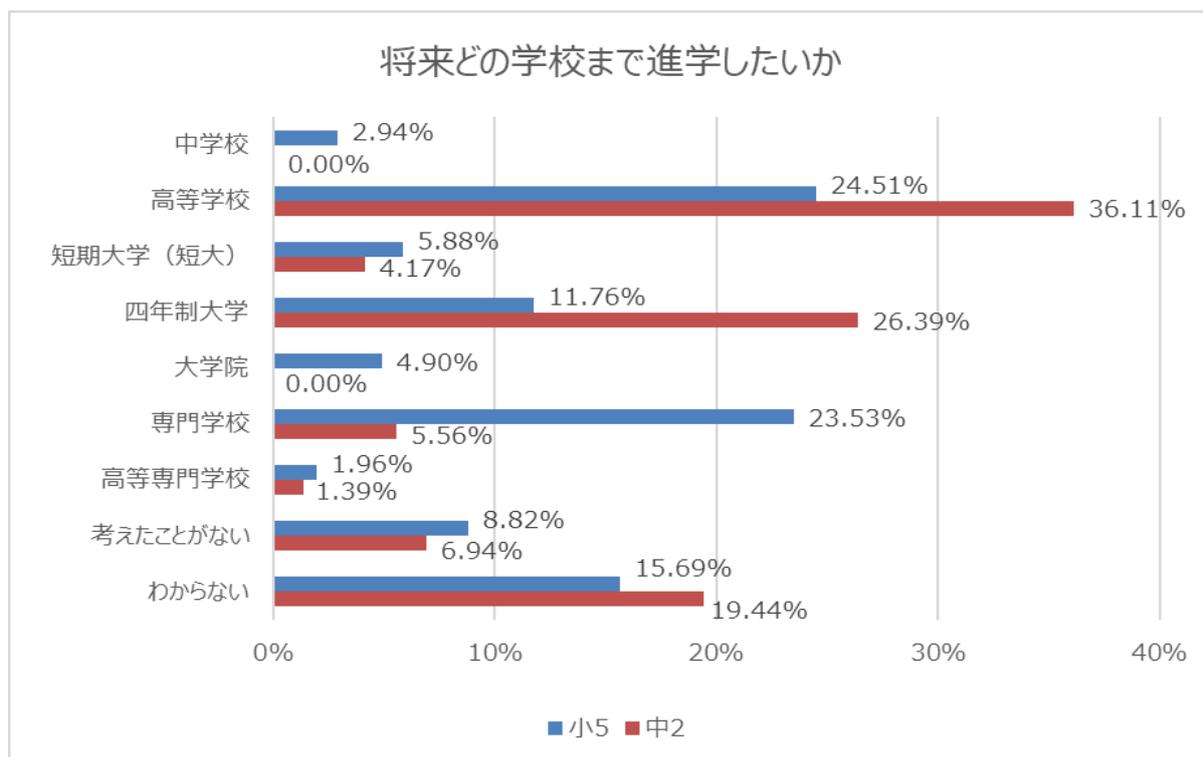
なお、中学2年生では、自分が世話している家族がいるという回答はありませんでした。



(4) 将来について

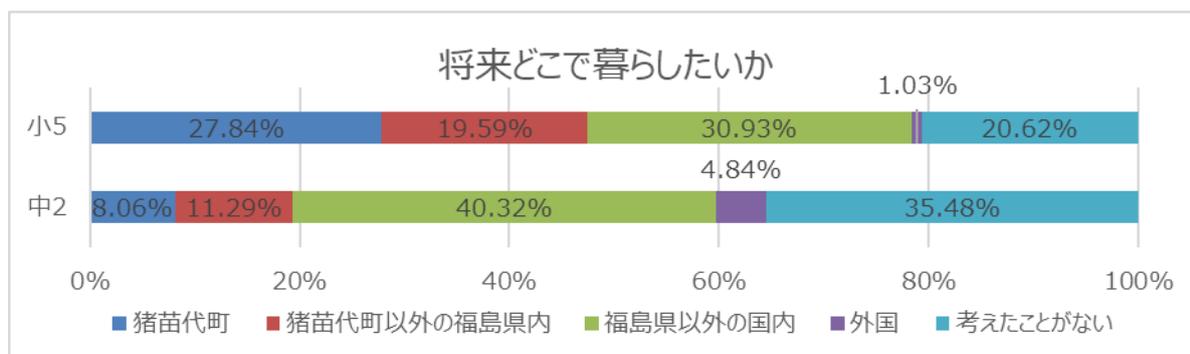
将来どの学校まで進学したいかについては、両年代で「高等学校」までが多くを占めています。（「少なくとも」という意味合いでの回答も含まれるかと思われます。）中学2年生での「四年制大学」への進学を希望する割合は26.39%止まりで、全国の大学進学率（令和5年度・文部科学省調査）が57.5%であることを考えると、かなり低い数値であると言えます。また、小学5年生では「専門学校」への進学希望が、「四年制大学」の2倍以上という結果でした。

将来の夢・就きたい職業等については、なんとなくでも決まっている児童等は半数を超えています。また、小学5年生は小学2年生に比べると15%以上低いという結果でした。



将来的には両年代ともに県外で生活したいと考えている児童等が多いことが分かります。特に中学2年生では40.32%に上ります。

また、猪苗代町で暮らしたいと考えている中学2年生はわずか8.06%と、「考えたことがない」が35.48%いることを考慮しても非常に少ない数字になっています。小学5年生の27.84%から3年後には3分の1以下まで減少していることから、高校生年代等では更に低い水準となる可能性も考えられます。

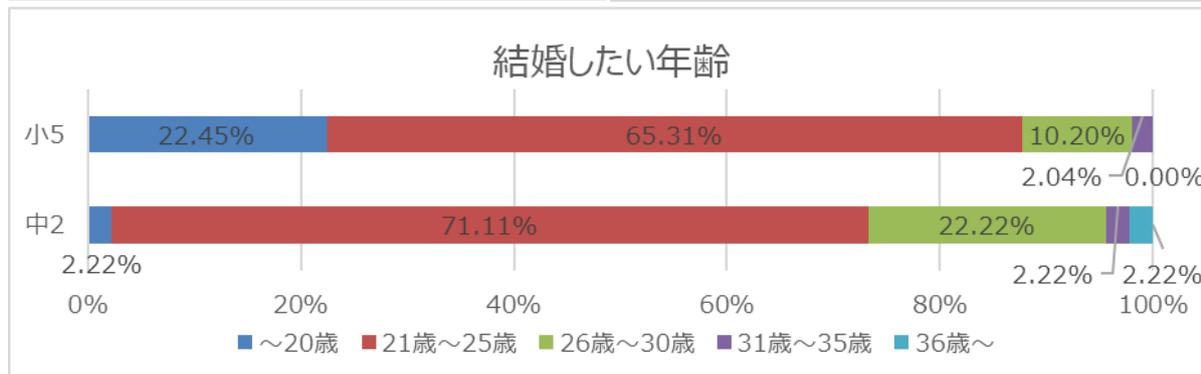
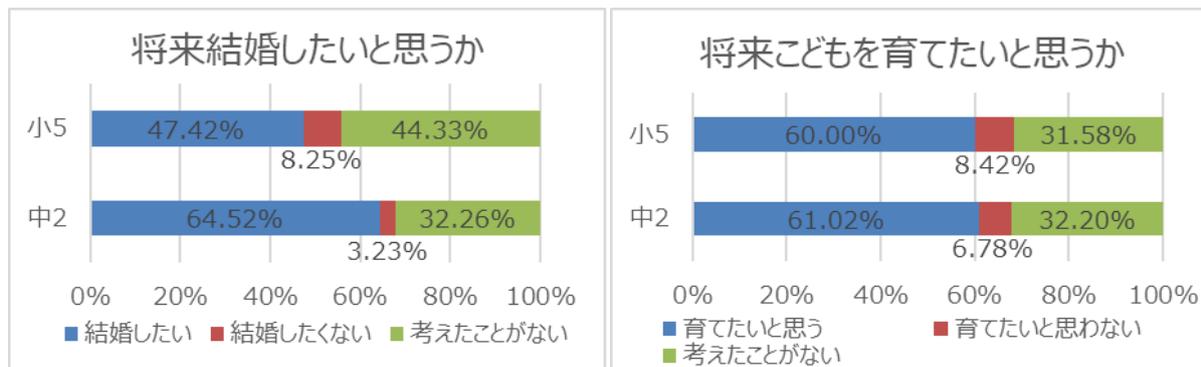


最後に「将来結婚したいか」、「こどもを育てたいか」という質問への回答です。

中学2年生では「結婚したい」が64.52%で、「結婚したくない」の3.23%を大きく上回っています。また、こどもを育てることについての質問でも、両年代で「育てたいと思う」が大きな割合を占めています。

両年代ともに「こどもを育てたいか」より「結婚したいか」への回答で「考えたことがない」の割合が高く、小学5年生でより顕著です。

結婚したい年齢については、両年代ともに20代前半までには結婚したいと考える割合が非常に多く、90%以上は30歳までに結婚したいと回答しています。



(5) 児童等の自由な意見について

「猪苗代町がこうなったらいいなと思うこと、猪苗代町にあったらいいなと思うもの、あなたが身の回りの大人に伝えたいこと」についてアンケート調査で聞き取り（自由記載）した結果をとりまとめました。

一番多い意見としては町に商業施設が欲しいというもので、7割以上の児童等が何らかの商業施設の猪苗代町への出店を望んでいることが分かります。新規の公共施設等の要望としては、小学5年生で町民プールの要望が12件と比較的多く、他にも各種スポーツ関連施設の要望が挙げられています。また、こどもの遊び場が欲しいという意見も多数出ています。

イベント関連では、雪まつりをはじめとする新しい祭りの開催や磐梯まつりの充実・改善等のお祭りに関する意見、それ以外の新規イベントを求める意見が出ています。

それ以外に寄せられた意見では、町のごみの多さの指摘と環境改善を求める声が目立ちます。その背景には猪苗代町の自然の豊かさを守っていききたいという思いもあるようです。

【猪苗代町に〇〇が欲しい】

《商業施設》

- ・ショッピングモール（イオン、ドン・キホーテ、コストコ、無印良品 他）
- ・飲食店（ファストフード、回転ずし、ファミレス、スターバックスコーヒー 他）
- ・遊び場（ゲームセンター、ラウンドワン、テーマパーク、映画館、ボウリング場 他）
- ・専門店（服屋（ユニクロ等）、スポーツ用品店、家電量販店、化粧品店、アニメイト、ペットショップ、釣り用品店、猫カフェ 他）

《公共施設等》

- ・プール ・美術館 ・アスレチック公園 ・サッカーグラウンド ・バスケットコート ・ドーム型球場 ・動物園
- ・水族館 ・無料で勉強できる場所 ・自転車用道路 ・大きい公園 ・釣りができる場所
- ・クロカンクラブ ・ボルダリングジム ・スケボーパーク ・果樹園 ・森林 ・空港 ・大型のP A 他
- ・公共交通機関を増やしてほしい。
- ・今のような豊かな環境を守る取り組みを行う施設です。
- ・学校は二つしかないから増やしたい

《イベント》

- ・祭り（磐梯まつりの回数を増やしてほしい、季節の祭り、雪で銅像を作ったりする祭り、猪苗代町全体をまわるお祭りがほしいです、おおぎだ祭）
- ・フリーマーケット ・猪苗代湖でのお月見イベント
- ・私は、磐梯まつりがお気に入りです、とても楽しいです。
- ・磐梯まつりの屋台を増やしてほしい。
- ・大人も楽しく参加できるイベントがあるといい。ほとんど子供向けなので。
- ・イベントがもうちょっと多いとこどもや地域の方がよるこぶと思います。
- ・落ちているゴミをあつめようイベント
- ・猪苗代特有の盛り上がるイベントを増やした方がいい。

【町への意見】

《ゴミの多さについて》

- ・猪苗代町にごみなどがなくなる。・ごみがすくなくなったらいいですね。
- ・ゴミのポイ捨てなどで猪苗代町を汚さないように心掛けてほしい。・湖がきれいになりますように
- ・ゴミが落ちていない、きれいな猪苗代町。・ゴミ拾いを積極的にやってみるといいと思う。
- ・ゴミがない猪苗代町になってほしい。看板にポイ捨て禁止と書いてもいいかもしれないです。
- ・ごみや食べたものは捨ててほしい。

《町の自然環境について》

- ・町が自然豊かになったらいい。
- ・自然がたくさんあるので、人の目や健康が保たれたらいいと思う。
- ・森林をもうちよいふやしてほしいです。・自然のゆたかな町になりますように。
- ・猪苗代町は、猪苗代湖、磐梯山など自然ゆたかな町です。
- ・猪苗代町が美しく、ゆたかな町にしてみたいなと思っている。・自然をこわすな！

《遊び場について》

- ・子どもをふやす。遊び場を作る。・もっと遊べる場所、青春できる場所がほしい。
- ・子供の遊べる場所を増やしてほしい。・遊ぶ場所（公園以外）欲しいです

《その他》

- ・怖い人がいない町。・事故（危険）がない・けんかがないような町になってほしい。
- ・空き家が減ること。・税がない町。

《具体的な要望》

- ・バスの待ち時間を短くしてほしいです。あと、バス停とかに、雨の日とかあるので、やねとかいすとかほしいです。荷物が多くておもしろいので。
- ・磐梯まつりの屋台を値下げしてほしい。
- ・じゃぶじゃぶ池のタイルが爪に引っかかって痛いので直してほしい。
- ・たこ公園と言うドウフケ辺りのところなんですけど、その遊具が今使えなくなっていて、たまに遊びに行くんですが、やっぱり遊べる遊具が少ないと楽しめないなので、今使えない遊具を復活させてほしいです。
- ・街灯が夜暗いので明るくしてほしい

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

核家族化や地域コミュニティの希薄化、経済格差の拡大など子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育て世帯やその子どもたちの成育についての不安感が大きくなっています。親が安心と喜びを持って子育てができるような環境の中、温かい人間関係の中で育まれることが子どもの健やかな成長には重要です。また、子どもたちが思春期・青年期とライフステージを進めていく中で常に自らの権利と意見、多様な価値観が尊重され、それぞれの希望に応じて相互に支え合える社会の構築を目指すことが大切です。

本計画では、令和2年3月に策定した「第2期猪苗代町子ども・子育て支援事業計画」の基本を発展的に継承するとともに、子ども大綱に基づき猪苗代町のすべての子どもたちと子育て家庭が地域に支えられ、自らの意思・権利を尊重されながら安全・安心な環境の中で成長していけるまちを目指すため、次のように基本理念を定めます。

子育て・子育ちを地域みんなで支える、

子ども・若者一人ひとりが尊重されて

安心して成長できるまち

2 基本目標

(1) こどもから若者まで切れ目なく成長を支えるまち

町で生まれ育つこどもたちが豊かな生活を送り幸せな将来を築くことができるよう、こどもやその家庭に対し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

妊娠期から出産、子育てというこどもの健やかな発育と発達にとって大切な時期を猪苗代町で安心して過ごすことができるようすべての家庭をサポートします。次世代を担うこどもたちが心身ともに成長し、社会の一員として自立できるよう、就労・結婚・子育てに至るまでを総合的に支援していきます。

(2) 地域に支えられて安心して子育て・子育てができるまち

保護者の子育てに対する不安や悩みに対応するため、相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの重視や男女共同参画での子育てへの理解促進など安心して育児と仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます。

併せて、地域でこどもの健全な成長を見守り、子育て家庭を支援するという意識を広めるため、行政と地域住民、子育て事業者等が協力して社会全体でこどもを育てるまちづくりを推進します。

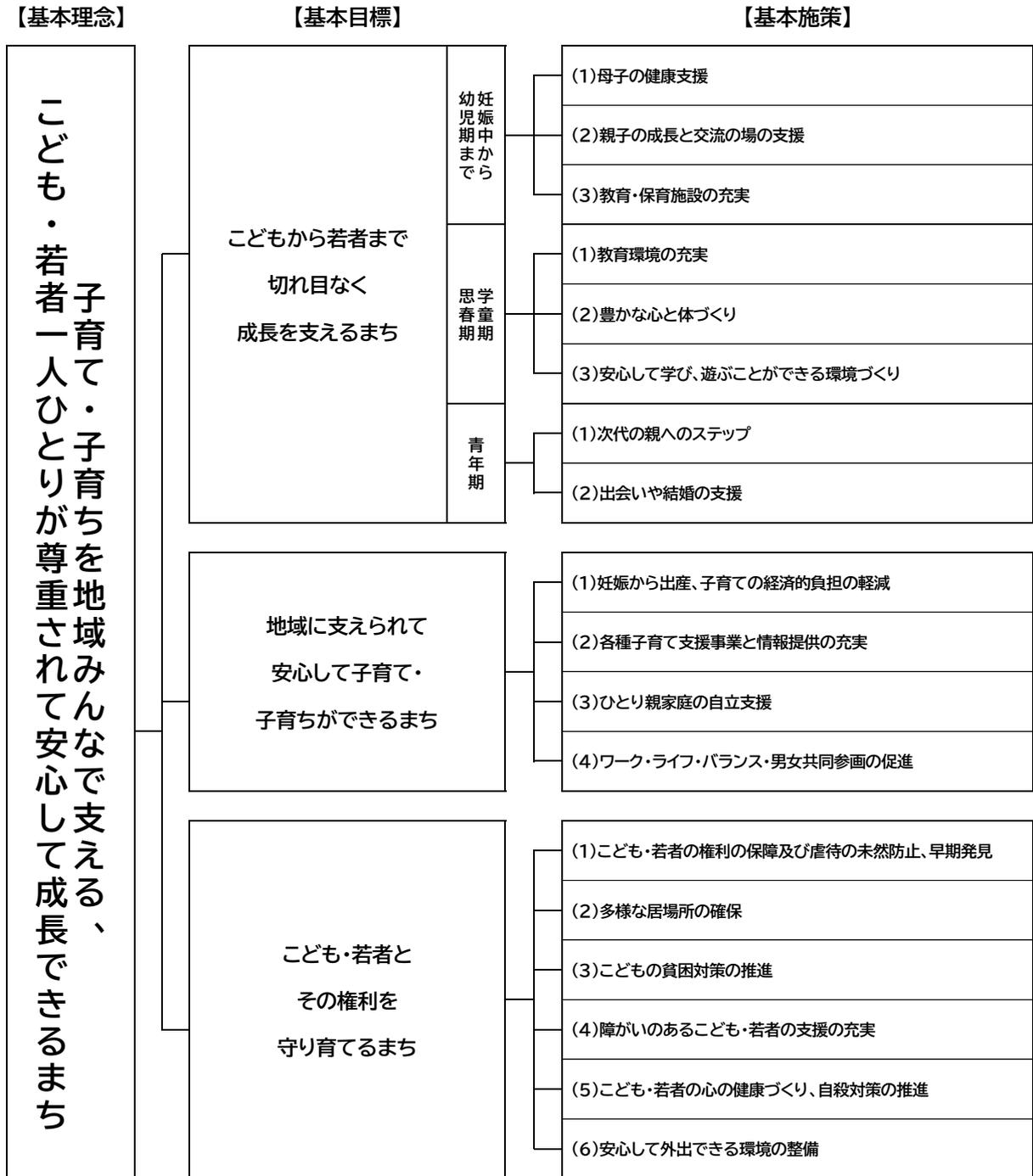
(3) こども・若者とその権利を守り育てるまち

こども・若者は権利の主体であるという認識に立ち、多様な人格と個性を尊重しながら、適切な知識・情報と多様な居場所を提供することでその成長と自己決定を支援します。

また、貧困や障がいのあるこども・若者や配慮が必要な親子、児童虐待・引きこもりの当事者等を対象に関係機関が連携しそれぞれの事情や特性に応じた包括的な支援を行います。

加えて、防犯・交通安全・防災に取り組み、こども・若者が安心して遊び、学び、育つことできるまちを目指します。

1 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1

こどもから若者まで切れ目なく成長を支えるまち

【妊娠中から幼児期まで】

(1) 母子の健康支援

方針	
健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境の整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。 また、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら専門的な相談につなぐことで自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。	
事業名	事業概要
母子健康手帳交付時の保健指導	母子の健康管理と妊娠期間を健やかに過ごすための保健指導や助言、母子保健・子育て支援事業についての情報提供を母子健康手帳交付のタイミングに実施します。
妊娠8か月面談	妊娠8か月頃のすべての妊婦に電話連絡の上、面談を実施し、産前・産後の過ごし方等についての保健指導や相談支援を実施します。
妊産婦健康診査事業	妊産婦を対象に、健康診査及び必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦一人につき15回（多胎妊娠の場合は20回まで。）と産後2回の健診費用への助成を行います。
妊婦歯科健康診査	早産・低体重児出生等のリスク上昇等、胎児にも悪影響を及ぼす歯周病等を予防するため、無料で歯科健診を受診できる「妊婦歯科健康診査受診票」を交付する事業です。
小児科・産婦人科オンライン	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、スマートフォン等から無料で小児科・産婦人科医・助産師に相談できるサービスです。
産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、ケアの必要な母親と乳児を対象として、指定の助産院等で心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。
乳幼児健康診査	乳幼児の疾病や発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、保健指導と健康診査を実施し、健康の保持と養育者の不安の解消を図ります。 (1か月・4か月・10か月・1歳6か月・3歳・5歳)
フッ化物歯面塗布事業	1歳児から5歳未満児を対象にむし歯予防のため、定期的な歯科健診とフッ化物歯面塗布を実施します。

フッ化物洗口事業	町内こども園に通う5・6歳児を対象にむし歯予防のため、フッ化物洗口を実施します。
離乳食教室	離乳食や食事に対する保護者の不安や負担を和らげるとともに、保護者にこどもの成長に合わせた体と食の関係について理解してもらうことで健全な育成につなげるため離乳食教室を開催します。

(2) 親子の成長と交流の場の支援

方針	
子育て中の親の仲間づくりや社会参加を促進するため、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実させ、親同士の交流や育児不安の軽減、孤立感の解消などを図ります。	
事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業（つどいのひろば）	家庭で子育てをしている親に交流と育児相談の場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、親同士の交流を促進します。また、家庭訪問型の子育て支援（ホームスタート事業）を併せて実施し、拠点に出向くことができない保護者の不安や悩みを軽減します。
キッズランド	4歳未満のこどもとその親を対象に親子の遊びの教室を開催し、遊びの提案や親子の心身のリフレッシュ、地域の仲間づくり等をサポートします。専門スタッフに発育・発達について相談することもできます。
すくすくファミリー	未就園児とその親対象の家庭教育事業「すくすくファミリー」を開催し、ゆとりある子育てのためのこども同士・保護者同士の交流や情報交換、リフレッシュの場を提供します。
ブックスタート事業	絵本を通して乳児と親が豊かなふれあいの時間を過ごすきっかけとなるよう、10か月健診時に絵本のプレゼントを行います。また、フォローアップ事業として、定期的に絵本の読み聞かせ（おはなしの森）を実施します。
離乳食教室（再掲）	食を通してのこどもの健全育成のサポートを目的として開催する離乳食教室の場において、子育ての情報交換や親子の交流を図り、子育て世代の仲間づくりを支援します。

(3) 教育・保育施設の充実

方針
保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、教育・保育のニーズの動向を注視し、

適切な保育サービスの提供について検討を続けます。町の全てのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、学びと育ちの連続性の共通理解を含めた、職員の資質向上のための研修、職員間の連携に努め、小学校への円滑な接続を図ります。

事業名	事業概要
幼保連携型認定こども園	小学校就学前のこどもに対して一貫した乳幼児保育及び幼児教育を実施し、また、地域における子育て支援も行っていきます。 (ひまわりこども園・さくらこども園)
一時保育事業 (一時預かり)	保護者の傷病や冠婚葬祭、家族の介護などにより一時的に保育が困難な場合に認定こども園等にて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。また、一時保育を気兼ねなく利用できるような制度設計の検討を進めます。
病児保育事業	病気や病気回復期の幼児について、就労等により保護者が保育困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。
乳児等通園支援制度 (こども誰でも通園制度)	3歳未満の教育・保育給付を受けていないこどもを対象に、認定こども園において月一定時間までの利用可能枠の中で保育を受けることができる制度です。
子育てママさん	保護者の用事や疾病により一時的に保育が必要な場合にこどもを預かってくれる「子育てママさん」を実施している民間事業者(個人)について、周知等により支援を行います。

【学童期・思春期】

(1) 教育環境の充実

方 針	
成長過程にあるこどもたち一人ひとりが、基礎学力や基本的な生活習慣、規律等を身に付けそれぞれが持つ個性や能力を伸ばし、次代の社会の担い手となることができるよう、きめ細かい教育を提供するための教育環境の整備・充実に努めます。	
事業名	事業概要
I C T教育支援	個別最適化された教育 I C T環境の実現のため、町内小・中学校の教育現場における I C T環境の整備及び児童・生徒の支援や教員の I C T活用指導力の向上を図ります。

猪苗代町学力向上推進事業	町内の児童・生徒の学力向上に向け、各学校の学力向上グランドデザインの実施を核とし、実態に応じた実効性のある取り組みを行うとともに、こども園・小・中学校及び高校との円滑な接続を図ります。
猪苗代町・東京学芸大学連携事業	東京学芸大学との連携により幼児教育から小・中学校に至るまでの本町ならではの一貫した教育モデルの構築をはじめとする教育の充実・発展を図ります。主な連携事業として、東京学芸大学教員を講師に招いての授業研究会、本町教員の東京学芸大学及び附属学校園への研修視察、東京学芸大学の学生による町内小・中学校での教育支援ボランティア等を実施しています。

(2) 豊かな心と体づくり

方 針	
こどもの生きる力の育成を目的とした福祉教育や体験学習、地域活動の機会の充実を図るため、学校や家庭、地域が一体となって環境整備に取り組みます。また、食を通じたこどもの健全な心身の育成に資するため、各種啓発活動等を実施し食育を推進します。	
事業名	事業概要
青少年向けの講座	小・中学生を対象とした体験学習を通し、心身の育成と仲間づくりの教室等を開催します。
食育の推進	アンケートの実施等により町内児童の食にまつわる環境を把握するほか、児童への食育講話や保護者への食に関する指導を通して望ましい食習慣の普及啓発を図ります。また、「子どもクッキング」や「児童向け料理教室」等の講座・実習を通して食や食文化への関心を高めます。

(3) 安心して学び、遊ぶことができる環境づくり

方 針	
健全育成に適切な居場所として児童福祉施設等を整備し地域の児童が安心して学び、遊ぶことのできる環境づくりに努めます。また、必要に応じ児童福祉施設等の環境改善・機能強化を実施し、よりよい子育て支援環境の整備に努めます。併せて、ニーズ調査及びアンケート調査でも要望が多かった遊び場の整備について、既存設備の拡充や新規施設の整備についても検討を進めていきます。	
事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室	放課後や長期休暇などのこどもたちの居場所を設け、地域住民等の参画の元様々な活動を実施し、社会性・自主性などを育む豊かな学びと、健やかに育つ環境づくりを推進する事業です。
児童館運営事業	18歳未満のすべての児童を対象に地域における健全な遊びを通し、その健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として猪苗代町児童館を運営します。

【青年期】

(1) 次代の親へのステップ

方 針	
少子化の進行によりこどもとふれあう機会が少ない次代を担う親世代となる前のこども・若者世代に対し、協力して家庭を築くことやこどもを産み育てることについての関心やその意義の理解を深めるための啓発等を行います。	
事業名	事業概要
児童館運営事業（再掲） 地域子育て支援拠点事業（再掲）	児童館と子育て支援拠点事業を一体的に運営し、思春期の頃から小・中学生と乳幼児がふれあい、子育ての楽しさを体験できるような機会を提供します。また、学生等のボランティアを受け入れ、乳幼児や子育て中の保護者と交流し、こどもを生み育てることの意義を理解するとともに、こどもや家庭の大切さを実感できるふれあいの場を提供します。

(2) 出合いや結婚の支援

方 針	
少子化対策として若者の出合いの機会・場の創出支援に係る取り組みを推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。	
事業名	事業概要
結婚新生活支援事業	夫婦として新生活を始める世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅の取得費用、家賃、引越費用等）の支援を行います。
合同婚活イベント事業	結婚を希望する若者世代を対象とする婚活イベントを開催し、職場等以外での出合いの機会を提供します。また、参加者に対し、自分磨きや自分自身を見つめなおすことなどへのきっかけとなり、今後の婚活への心構えに役立つような事前セミナーを開催します。

基本目標 2

地域に支えられて安心して子育て・子育てができるまち

(1) 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

方 針	
<p>子育て世代にとって大きな不安の一つである経済的な負担を軽減するため、幅広い支援を実施します。また、障がいのあるこども・若者を持つ家庭等の経済的な支援を行います。</p>	
事業名	事業概要
不妊治療費等助成事業	不妊に悩む世帯の経済的負担を軽減するため、不妊検査及び不妊治療費に対する助成を行います。
猪苗代町出産手当	子を出産した女性の子育てを経済的に支援するため、町独自の出産手当を支給しています。(子の人数により支給額は段階的に増額します。)
出産育児一時金	出産に要する経済的な負担を軽減するため、健康保険法等に基づく保険給付として一時金を支給します。
妊婦のための支援給付事業 出産・子育て応援給付金事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、産前・産後に経済的支援として給付金を支給します。
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成	住民税非課税世帯等の低所得の妊婦について、初回産科受診料を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、継続的な状況把握等の支援を行います。
猪苗代町遠方出産助成事業	遠方の分娩取扱施設等で出産する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、当該分娩取扱施設までの移動及び近くで待機するための宿泊に要する費用を助成する事業です。
乳幼児及び児童医療費助成	健康保険に加入する18歳未満の乳幼児・児童の医療費を保険診療の範囲内で全額助成します。
児童手当	高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給します。
乳幼児おむつ等給付券	3歳未満の乳幼児を養育する世帯にとって生活必需品でもある紙おむつ等の購入費用を補助するため、町内のお店で引き換えができる給付券を配布します。
子育て応援パスポート(ファミたんカード)	子育て支援事業に協賛する加盟店で提示するとお得なサービスを受けることができる子育て支援パスポート(ファミたんカード)を母子手帳交付時・出生時に配布します。
町立こども園の給食費無償化	町内に住所を有し、町立のこども園を利用する3歳児から5歳児クラスまでのこどもの給食費を無償化します。

猪苗代町幼児教育・保育施設等給食費補助事業	町内に住所を有し、町外の幼児教育・保育を提供する施設等を利用している3歳児から5歳児クラスまでのこどもの保護者が負担する給食費の補助を行います。
特別児童扶養手当	20歳未満の中程度以上の障がいをもつ児童を養育する家庭へ特別児童扶養手当を支給します。
猪苗代町重度心身障害児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給している方及び身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた児童を養育する家庭へ猪苗代町重度心身障害児童扶養手当を支給します。
障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障がいをもつ方で、在宅で常時特別の介護を受ける必要がある方を対象に障害児福祉手当を支給します。

(2) 各種子育て支援事業と情報提供の充実

方 針	
<p>妊娠期から育児までのライフステージにおいて、子育て家庭が安心して子育てに臨めるよう、各世帯の状況やニーズに合わせて利用できる様々な支援事業を展開します。</p> <p>また、個別の不安や悩みを抱える子育て家庭が相談しやすく、支援につながるができるよう、事業等についての周知・情報提供体制を充実させます。</p>	
事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を希望する人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が地域の会員同士で子育てをサポートしあうことができる事業です。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の育児疲れや疾病、仕事、冠婚葬祭等様々な理由で一時的に子の養育ができない場合に児童養護施設等において一定期間の預かりを行う事業です。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
子育て支援ガイドブック作成	子育て世帯への支援情報をわかりやすくまとめたガイドブックを整備し、母子健康手帳交付時に配付します。
猪苗代町子育て支援アプリ	町からのお知らせや子育てに関する情報を確認できるほか、お子さんの成長記録の共有等ができる、紙の母子健康手帳と並行して利用できるスマホアプリを提供しています。
妊婦等包括相談支援事業	面談等を通して心身の状況や環境の確認及び母子保健や育児等に関する情報提供等を行う相談支援事業です。

(3) ひとり親家庭の自立支援

方針	
<p>関係機関と連携し、ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに応じた子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないよう制度の周知と必要な家庭の把握に努めます。</p>	
事業名	事業概要
児童扶養手当	高校生年代までの児童を養育するひとり親家庭へ児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の医療費の自己負担分(1月に合計して1,000円を超える分)を助成します。
母子(父子)・寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方やその児童に対し、就学資金や生活資金等の貸し付けを行います。
ひとり親世帯等除雪支援事業	ひとり親世帯に対し、経済的・精神的な負担軽減のため除雪作業の支援を行います。

(4) ワーク・ライフ・バランス・男女共同参画の促進

方針	
<p>仕事と子育ての両立によるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、誰もが育児休業を取得しやすい、父親も母親と同じように子育てに参加しやすい町を目指すため、町民や事業主等に対し仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境の整備を推奨・推進します。</p> <p>※ 男女共同参画については猪苗代町男女共同参画計画に基づき事業を実施します。</p>	
事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスの推進と地域への普及・啓発	地域の企業に対し育児休暇の取得促進や柔軟な勤務体制、女性の再雇用などの普及啓発を行い、仕事・家事・育児・介護等の家庭生活と仕事の両立・均衡の実現を図ります。
男女共同参画についての教育・学習の推進	こども園、学校、家庭、地域社会との連携のもと、ライフステージに応じ、男女共同参画の視点に立った適切な指導・啓発の充実に努めます。

基本目標 3

こども・若者とその権利を守り育てるまち

(1) こども・若者の権利の保障及び虐待の未然防止、早期発見

方 針	
<p>こども基本法の趣旨を含めこども・若者の権利を尊重することの重要性について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。</p> <p>また、ヤングケアラーや虐待を含む要保護児童等の早期発見と適切な対応をするために要保護児童対策地域協議会の活性化及び関係機関との連携強化を図り、ケースごとに必要な包括的支援を行います。</p>	
事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見・適切な保護と支援を図るため、関係機関等がケース児童に関する情報や方針を共有し、適宜連携し対応します。
民生児童委員協議会	こどもたちの置かれている家庭や地域社会の現状を明らかにし、こどもたちが心身ともに成長するための地域づくりを図るとともに、行政や関係団体との連携を強化し、地域ぐるみの子育て支援活動を推進します。

(2) 多様な居場所の確保

方 針	
<p>こども・若者が自らの成長や喜びのため、安心して自由に活動や学習、遊びができる多様な居場所（サードプレイス）を整備・提供するとともに地域における自主的な居場所づくりを後押しします。</p>	
事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
児童館運営（再掲）	18歳未満のすべての児童を対象に、地域における健全な遊びを通しその健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として猪苗代町児童館を運営します。
こども食堂への支援（猪苗代町社会福祉事業補助金）	児童等にとっての地域の居場所となるこども食堂を運営し、児童への食事・学習機会・地域住民との交流の場の提供等により町内児童の健やかな成長の促進に資する活動を行う団体に対し補助を行います。

(3) こどもの貧困対策の推進

方 針	
<p>こども・若者が生まれ育った家庭等の経済的な環境を原因として、心身の健やかな成長が阻害され、教育や進学を機会を逸し、その将来の選択の幅を狭めることとならないよう、各種手当等の経済的な支援や教育支援等を充実させます。</p>	
事業名	事業概要
就学援助	経済的理由により学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対し学用品購入等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。
猪苗代町奨学資金貸与	経済的理由により修学が困難な高等学校に通う生徒に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ります。

(4) 障がいのあるこども・若者の支援の充実

方 針	
<p>障がいや発達に不安のあるこどもが安心して地域で生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対し個々の障がいや特性等に応じてきめ細かい対応ができるよう地域の支援体制の構築を推進します。また、障がいのあるこども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、関係課・関係機関と連携し適切な指導及び必要な支援を行います。</p> <p>※ 障がいのあるこども・若者の支援については第4期猪苗代町障がい者計画に基づき事業を実施します。</p>	
事業名	事業概要
児童発達支援	療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出してサービスを受けることが困難な障がい児の居宅を訪問して日常生活動作の指導等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業終了後又は夏休み等の長期休暇に、生活能力の向上のための訓練等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障がい児福祉サービス利用にあたり必要な支援を行います。

(5) こども・若者の心の健康づくり、自殺対策の推進

方 針	
<p>心身の成長途上において、不登校やひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難に身を置くこども・若者を支援するため、関係機関と連携して情報発信や相談体制を充実させます。また、自殺の未然防止体制の強化と支援者のスキルアップ等に取り組みます。</p>	

事業名	事業概要
ユースプレイス自立支援事業	ひきこもり・ニート等の社会生活を営むうえで困難を有する若者の社会的自立の支援のため、社会性や就労意欲等を身に着けるための各種研修・プログラムに参加が可能で相談支援も行う居場所「ユースプレイス」を提供する事業です。
自殺対策事業「こころの健康相談」	心の健康を損ない周囲に相談することができない人に相談の場を設け、うつ病など自殺の危険性の高い人の早期発見・早期治療に努めるとともに、心の健康づくりを進めるための専門家による心の健康相談事業を実施します。
ゲートキーパー養成講座	相談者の気持ちに耳を傾け、専門機関への早めの相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担うことができるゲートキーパーを育成するための講座を開催します。

(6) 安心して外出できる環境の整備

方針	
<p>子どもが安心して学び、遊び、成長できる福祉のまちづくりを目指し、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、行政・学校・地域・関係機関との連携を強化し対策を進めていきます。また、子ども自らが危険を回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育等の取り組みを推進します。</p>	
事業名	事業概要
犯罪被害から守るための活動の推進	スマートフォン利用の低年齢化に伴うインターネット・SNS等を利用した犯罪をはじめとする子どもを標的にした犯罪被害防止のため、関係機関による連絡体制の強化及び迅速な対応と教育機関での啓発に努めます。
防災教育の充実	教科、学級活動、避難訓練等の学校行事を通して、自然災害の基礎的な知識及び発災時の対策についての教育を行います。 また、子育て支援事業等の事業者に対し、災害時に必要な対応の整備等についての啓発に努めます。
交通安全教育と事故被害防止対策の推進	交通安全の知識と実践力を身につけるため、こども園・学校において交通教室等を通し道路上でのルール・マナーや自転車の安全な乗り方などの交通安全教育を推進します。 また、通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検や、町交通対策協議会・交通安全協会が連携して展開する各種啓発事業等により、児童の交通事故被害防止を推進します。
安全・安心な遊びの場の提供	こども園・学校・町内各公園等の遊具について定期的な点検及び適切な補修・更新を行い、安全な遊び場の提供に努めます。

第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本計画に内包される子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法により市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があると定められています。

本町では、こどもの人口や現在の教育・保育の利用状況などから、従前の猪苗代町子ども・子育て支援事業計画と同様に、町全体を一つの教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制

幼児期の教育・保育において、現在の利用状況と将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保することを数値として記載する必要があることから、本町では、教育・保育の「量の見込み」を算出するため、令和6年11月にニーズ調査を実施しました。その結果と現在の利用状況に基づき「量の見込み」とそれに対する「確保の内容」についてまとめました。

(1) 「1号認定」

3～5歳 幼児教育のみ（保育の必要性なし） 利用先⇒

認定こども園

(2) 「2号認定」

3～5歳 保育の必要性のある就学前のこども 利用先⇒

認定こども園

※「保育が必要な事由」に該当するが「幼稚園での教育」を希望する場合は1号認定とみなします。

(3) 「3号認定」

0～2歳 保育の必要性のある就学前のこども 利用先⇒

認定こども園・地域型保育

		令和5年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		81	0	136	23	86	326
②実績 (人)	教育・保育施設	241			8	51	300
	地域型保育事業				10	6	16
②-①		24			-5	-29	-10

		令和6年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		50	0	136	23	86	295
②見込み (人)	教育・保育施設	212			8	55	275
	地域型保育事業				6	7	13
②-①		26			-9	-24	-7

		令和7年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		57	0	117	15	54	243
②確保の内容 (人)	教育・保育施設	225			18	84	327
	地域型保育事業				8	16	24
②-①		51			11	46	108

※量の見込みは全て満たされる計画となりますが、保育ニーズの動向を注視し、状況に応じた対応を図ることとします。

		令和8年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		49	0	109	20	49	227
②確保の内容 (人)	教育・保育施設	225			18	84	327
	地域型保育事業				8	16	24
②-①		67			6	51	124

※量の見込みは全て満たされる計画となりますが、保育ニーズの動向を注視し、状況に応じた対応を図ることとします。

		令和9年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		44	0	105	20	53	222
②確保の内容 (人)	教育・保育施設	225			18	84	327
	地域型保育事業				8	16	24
②-①		76			6	47	129

※量の見込みは全て満たされる計画となりますが、保育ニーズの動向を注視し、状況に応じた対応を図ることとします。

		令和10年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		39	0	89	20	60	208
②確保の内容 (人)	教育・保育施設	225			18	84	327
	地域型保育事業				8	16	24
②-①		97			6	40	143

※量の見込みは全て満たされる計画となりますが、保育ニーズの動向を注視し、状況に応じた対応を図ることとします。

		令和11年度					計
		1号 (3-5歳 幼児教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳)		
			幼児教育の利用希望が強いもの	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)		40	0	91	20	60	211
②確保の内容 (人)	教育・保育施設	225			18	84	327
	地域型保育事業				8	16	24
②-①		94			6	40	140

※量の見込みは全て満たされる計画となりますが、保育ニーズの動向を注視し、状況に応じた対応を図ることとします。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

教育・保育の量の見込み同様にニーズ調査の結果と現在の実績から計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めました。また、その量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策および実施時期を設定しました。

【用語の説明】

人日：実人数 × 利用日数

人回：実人数 × 利用回数

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。役場保健福祉課に併設のこども家庭センター（令和7年4月設置予定）及び各こども園に併設の子育て支援センターで実施します。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策	子育て世代包括支援センター・子育て支援センター（各こども園）	子育て世代包括支援センター・子育て支援センター（各こども園）	こども家庭センター・子育て支援センター（各こども園）	こども家庭センター・子育て支援センター（各こども園）	こども家庭センター・子育て支援センター（各こども園）	こども家庭センター・子育て支援センター（各こども園）	こども家庭センター・子育て支援センター（各こども園）

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てへの不安感等を緩和し、子どもの健やかな子育てを促進することを目的として実施する委託事業です。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1,700人日	1,700人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	1,284人日（実績）	1,105人日（見込み）	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日

(3) 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦一人につき15回（多胎妊娠の場合は、20回まで。）と産後2回の健診費用への助成を行い経済的負担の軽減と安心・安全な出産をサポートします。また、令和6年度からは妊婦への歯科健診も実施しています。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	800人回	800人回	50人 650人回	50人 650人回	50人 650人回	50人 650人回	50人 650人回
確保方策	501人回（実績）	481人回（見込み）	50人 850人回	50人 850人回	50人 850人回	50人 850人回	50人 850人回
	受診票交付または償還払い						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児・健康相談、養育環境等の把握を行い、必要な場合には支援サービス提供へと結びつけるための事業です。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	55人日	55人日	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
確保方策	41人日 (実績)	37人日 (見込み)	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施の確保や、必要に応じて支援サービスへの結びつけを行う事業です。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	10人日	10人日	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保方策	11人日 (実績)	15人日 (見込み)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。(短期入所生活援助事業(ショートステイ))

なお、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)については、今後のニーズの動向を注視し、実施を検討していきます。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	-	-	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
確保方策	-	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	-	10人日 (見込み)	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	96人日	96人日	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	4人日 (実績)	3人日 (見込み)	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園等にて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。年間延べ利用人数に対して、各こども園で実施します。

① 一時預かり事業（在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の 見込み	1号認定 での利用	525人日	525人日	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	2号認定 での定期的な 利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保 方策		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		99人日 (実績)	100人日 (見込み)	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日

② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の 見込み		125人日	125人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
確保 方策		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		65人日 (実績)	2人日 (見込み)	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日

(8) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園において保育を実施する事業です。令和8年度からの実施に向けて体制を整備中です。

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の 見込み		-	-	-	60人日	60人日	60人日	60人日
確保 方策		-	-	-	2か所	2か所	2か所	2か所
		-	-	-	60人日	60人日	60人日	60人日

(9) 病児保育事業

病気や病気回復期の児童について、就労等により保護者が保育困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本事業については町内に受け入れ可能な施設がないため、委託により町外の事業所を広域利用して実施しています。

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の 見込み		10人日	10人日	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保 方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		0人日 (実績)	0人日 (見込み)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日

(10) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、ケアの必要な母親と乳児を対象として、指定の助産院等で心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※母子1組の1日利用を「1人日」とする。宿泊の場合は1泊「1日」とみなす。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	-	-	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	6人日 (実績)	4人日 (見込み)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日

※本事業実施に当たっては、県助産師会への委託により会に所属する助産院において受け入れを行っています。町内には1か所の該当施設が設置されています。

(11) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対し、妊娠から出産、育児まで一貫して面談等を通し心身の状況やおかれている環境の確認及び母子保健や育児等に関する情報提供等を行う相談支援事業です。（1件あたり3回の面談を実施します。）

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	-	-	妊娠届出数 50件 面談回数 150回	妊娠届出数 50件 面談回数 150回	妊娠届出数 50件 面談回数 150回	妊娠届出数 50件 面談回数 150回	妊娠届出数 50件 面談回数 150回
確保方策	104回 (実績)	114回 (見込み)	150回	150回	150回	150回	150回
	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人	実施体制:6人

(12) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）

3歳未満の教育・保育給付を受けていないこどもを対象に、認定こども園において月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度です。（令和8年度から給付制度化）

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
0歳	量の見込み	-	-	-	33人日	33人日	33人日	33人日
	確保方策	-	-	-	33人日	33人日	33人日	33人日
1歳	量の見込み	-	-	-	14人日	23人日	21人日	21人日
	確保方策	-	-	-	14人日	23人日	21人日	21人日
2歳	量の見込み	-	-	-	18人日	13人日	21人日	21人日
	確保方策	-	-	-	18人日	13人日	21人日	21人日

(13) 放課後児童健全育成事業

放課後の時間に保護者が就労等により家庭にいない世帯の小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。年間利用者数に対して、児童クラブ（7単位）で実施します。

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の 見 込 み	低学年	170人	170人	140人	120人	120人	100人	100人
	高学年	90人	90人	80人	80人	70人	70人	60人
確保方策		247人 (実績) 7か所	214人 (見込み) 7か所	280人 7か所	280人 7か所	280人 7か所	280人 7か所	280人 7か所

下記の事業については現在町で実施しておりませんが、訪問・相談支援等を通して町内の支援を必要とする子育て家庭の現状を把握し、実情に照らしながら今後の事業実施の必要性とそのあり方を随時検証していきます。

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設（※）等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育

○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

○子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担感を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員等が訪問し、その抱える悩みへの相談支援や家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止することを目的とする事業です。

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対し、対象児童の居場所となる場を開設し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習の機会や課外活動の提供、進路相談等を実施するとともに、家庭の状況の把握と、必要に応じて課題解決のため関係機関への繋ぎを行う等の包括的な支援を行う事業です。

○親子関係形成支援事業

児童との関わり方や育児への悩み・不安を抱える保護者が親子の適切な関係性を構築することができるよう、児童の発達等に応じた関わり方等の知識の習得のため、専門的なペアレントトレーニング（グループワークや個別のロールプレイ等）を実施するとともに、同じ課題を抱える保護者同士が交流し悩みの共有や情報交換を行う場を提供する事業です。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、各部門別の計画等との整合性を図るとともに、関連部局をはじめ、全庁的に広く連携を図りながら取り組みます。

(2) 家庭や関係機関との連携

計画の実現にあたっては、行政サービスだけではなく、町全体として子ども・子育て支援に取り組む必要があることから、町内の子育て支援に関わる、関係機関、各種団体や家庭をはじめとした地域住民との協働により計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、毎年度において点検を行います。

また、本計画に定めた、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、量の見込み、確保方策などに大きな開きが見受けられる場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合には、計画の中間年（令和9年度）を目安とし、子ども・子育て会議等を通して計画の見直しを行います。

資料編

猪苗代町子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	選出団体等	氏名
子どもの保護者	ひまわりこども園 PTA 会長	諏訪 義徳
	さくらこども園 PTA 会長	南波 昭平
	猪苗代町 PTA 連絡協議会 会長	五十嵐 雄一
事業主を代表する者	渡部建築	渡部 敏弘
	東信建設工業株式会社	佐藤 譲
労働者を代表する者	勤労者互助会(猪苗代観光協会)	土屋 勝洋
	勤労者互助会(猪苗代町土地改良区)	青山 都
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	いなわしろ地域食堂 まんまる 代表	齋藤 元康
	子育てサロン日向ぼっこ 理事長	佐藤 智子
	地域生活支援センターいなわしろ 相談支援アドバイザー	佐竹 麻衣
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	主任児童委員	新田 眞弓
	猪苗代町医師団 代表	矢吹 孝志
関係行政機関の職員	会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	齋藤 光
	猪苗代町小・中学校校長会	吉野 徹
子ども・子育て支援に関心を持つ町民	公募	渡部 仁一
		石田 美恵子

任期：令和6年12月24日から令和8年12月23日

猪苗代町こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：猪苗代町 保健福祉課 社会福祉係

住所：〒969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南100

TEL：0242-62-2115
